

# 山梨県公報

号外第三十号

平成二十一年

四月十七日

金曜日

## 目次

### 監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人古屋俊一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年四月十七日

|         |      |
|---------|------|
| 山梨県監査委員 | 戸島義人 |
| 同       | 中込孝元 |
| 同       | 土屋孝直 |
| 同       | 棚本邦由 |

### 包括外部監査結果報告書

平成21年3月25日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 古屋俊一郎

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件名(監査のテーマ)

山梨県の出資法人における、県からの債務保証・損失補償、指定管理者制度の運用状況、県の負担金・補助金、委託金、県の貸付金、随意契約等の財務に関する事務及び出資割合 1/4 以上の法人の経営に関する管理

### 3. 事件を選定した理由及び監査対象

#### (1) 事件を選定した理由

平成 19 年度において山梨県の出資法人は 41 団体あり、(1) 山梨県の当該団体への出資額は総額 78 億円、(2) 山梨県支出金のうち当該団体への負担金・補助金の支払額は 18 億円、委託金の支払額は 52 億円、(3) 山梨県の当該団体への貸付金残高は 288 億円、(4) 山梨県の出資法人への債務負担実残高は 473 億円、(5) 当該団体へ常勤理事として山梨県OB等 39 名が経営の第一線で業務を行っている。

このように山梨県と 41 の出資法人は、出資・人事・資金・取引等において緊密な関係が存在し、かつ、取引金額について重要性があると判断した。従って、出資法人を中心として山梨県及び関係取引先との取引の妥当性を多角的に検討することが必要であると考え、「山梨県の出資法人における、県からの債務保証・損失補償、指定管理者制度の運用状況、県の負担金・補助金、委託金、県の貸付金、随意契約等の財務に関する事務及び出資割合 1/4 以上の法人の経営に関する管理」を事件のテーマとして選定した。

#### (2) 監査対象

山梨県の出資法人 41 団体のうち監査対象としたのは下記 20 の出資法人である。また、当該出資法人の山梨県の所管課も次のとおりである。

| No | 団体名           | 所管課     |
|----|---------------|---------|
| 1  | 山梨県土地開発公社     | 企画課     |
| 2  | (財)山梨総合研究所    | 企画課     |
| 3  | (財)やまなし文化学習協会 | 生涯学習文化課 |
| 4  | (財)山梨県青少年協会   | 青少年課    |
| 5  | (財)山梨県健康管理事業団 | 健康増進課   |
| 6  | (財)山梨県環境整備事業団 | 環境整備課   |
| 7  | (財)山梨県林業公社    | 森林整備課   |

|    |                         |         |
|----|-------------------------|---------|
| 8  | (財)やまなし産業支援機構           | 商工総務課   |
| 9  | 山梨県信用保証協会               | 商業振興金融課 |
| 10 | (財)山梨県甲府・国中地域農場産業振興センター | 観光振興課   |
| 11 | (財)山梨県郡内地域農場産業振興センター    | 観光振興課   |
| 12 | (財)山梨県国際交流協会            | 国際交流課   |
| 13 | (財)山梨県農業振興公社            | 農村振興課   |
| 14 | (財)山梨県馬事振興センター          | 畜産課     |
| 15 | (株)山梨食肉流通センター           | 畜産課     |
| 16 | 山梨県道路公社                 | 道路企画課   |
| 17 | (財)山梨県公園公社              | 都市計画課   |
| 18 | (財)山梨県下水道公社             | 下水道課    |
| 19 | 山梨県住宅供給公社               | 住宅課     |
| 20 | (財)山梨みどり奨学会             | 高校教育課   |

#### 4. 監査の要点及び着眼点

##### (1) 県出資法人総括

- ① 法人形態の見直しの検討
- ② 団体の統廃合の検討、ガバナンス（企業統治）の再構築
- ③ 委託契約は適正であり、また削減されているか、出資の見直しは検討する必要があるか
- ④ 指定管理者制度の運用状況の検討
- ⑤ 出資法人が所定の会計基準、法令規則等に準拠して財務諸表を作成しているか
- ⑥ 職員数・人件費が適正であるか
- ⑦ 資産管理、及び会計処理の妥当性についての検討
- ⑧ 山梨県が債務保証（損失補償）の履行により将来財政負担となるものはないか
- ⑨ 経営改善のための具体的対策を講じているか
- ⑩ 県出資法人経営評価結果を基に、経営改善の効率化が実行されているか
- ⑪ 県出資法人の借入金の弁済可能性の検討
- ⑫ 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例・規則の運用に準拠した対応が行われているか
- ⑬ 情報公開は妥当であるか

##### (2) 指定管理者制度関係

- ① 選定手続は条例、規則に準拠しているか。また、指定管理者の財務状況、指定期間、契約事務手続、協定書内容は妥当であるか。

- ② 公募しない施設は合理性があるか。また、指定管理者制度に移行しない場合は合理性があるか、移行の検討が行われているか
- ③ 設置管理条例の改正の妥当性
- ④ 当初の運営費用と指定管理者制度へ移行した時に費用の削減額の検討
- ⑤ 施設の利用状況の検討
- ⑥ 運営コスト（指定管理料）の妥当性
- ⑦ 施設の建設コストの妥当性
- ⑧ 公有財産管理の妥当性
- ⑨ 施設の維持管理・修理の妥当性
- ⑩ 事業評価を行い適切に指導監督が行われているか

##### (3) 委託料関係

###### 県からの委託事業

- ① 契約が地方自治法施行令、山梨県財務規則、運用通知等法令・規則・通知に準拠しているか
- ② 委託料の積算額は妥当であるか
- ③ 随意契約の根拠は妥当であるか
- ④ 相見積り、競争入札に適さない理由と根拠等は妥当であるか

###### 県からの委託事業の再委託について

- ① 契約手続・相手方の選定方法、事業期間は妥当であるか。また契約書、覚書等は整備されているか
- ② 委託の理由は合理的か。また委託料の積算額は妥当であるか
- ③ 委託業務の成果品は適時検収されているか。契約どおり支払が行われているか。

##### (4) 負担金・補助金関係

- ① 補助金交付が要綱等に基づき適正に支払われているか
- ② 補助金交付が人件費補償となっているかどうか

##### (5) 貸付金関係

県出資法人の借入金の弁済可能性の検討

##### (6) 県からの債務保証・損失補償関係

債務保証・損失補償の履行により山梨県が将来財政負担となる可能性の検討

##### 5. 監査の手続

- (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」及び「公益法人改革」の概

要を把握するためヒアリングを行う。

(2) 出資法人の概況を把握するため組織図、事業報告書、稟議書、各種議事録、規則、諸規程、関係法令運営マニュアル等を収集し、必要事項について担当者への質問を行う。また、アンケート調査も行う。

(3) 事業報告書の過年度比較、他の出資法人との比較、比率分析等の分析的な手続を行う。

(4) 出資法人の財務に関する事務が証拠書類に基づいて適正に処理されているかを確認するため証拠突合、勘定分析、質問等の監査手続を行う。また、関係法令等に準拠しているか、否かについて準拠性違反がないかを確認する。

(5) 人件費を果職員と比較して妥当性を検討する。

(6) 現金、固定資産等の実査・確認を行う。必要に応じて現地視察も行う。

(7) 内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、システムの関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行い、整備・運用状況の妥当性を検討する。

6. 外部監査の実施期間

平成 20 年 8 月 6 日より平成 21 年 1 月 16 日

7. 包括外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 古屋俊一郎 (公認会計士)  
 久保嶋 仁 (公認会計士)  
 加藤 隆博 (公認会計士)  
 矢野 邦夫 (公認会計士)  
 小俣 光文 (東京経済大学准教授・公認会計士)  
 田中 佑幸 (公認会計士)  
 有賀 裕之 (その他)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 山梨県の財政状況及び出資法人の概要と監査結果

1. 山梨県の財政状況等一覧表 (平成 19 年度)

| 団体名      | 山梨県     |         |
|----------|---------|---------|
| 普通地方公共団体 | 235,057 | 17,957  |
| 特別地方公共団体 |         | 233,104 |
| 合計       |         | 253,061 |

1 一般会計及び特別会計の財政状況 (主として普通会計に係るもの)

|                 | 収入      | 支出      | 増収減収   | 地方債増減 | 社会資本の増減 | 備考         |
|-----------------|---------|---------|--------|-------|---------|------------|
| 一般会計            | 441,419 | 435,481 | 5,938  | 2,092 | 877,402 | 218,142百万円 |
| 国庫補助金特別会計       | 8,411   | 8,342   | 69     | 55    | 12,549  | 1,892百万円   |
| 道府県補助金特別会計      | 71      | 71      | 0      | 0     | -       | -          |
| 国庫補助金特別会計       | 3       | 3       | 0      | 0     | -       | -          |
| 母子家庭等給付金特別会計    | 265     | 65      | 180    | 180   | -       | -          |
| 中心企業近代化資金特別会計   | 8,245   | 2,238   | 6,007  | 5,894 | 13,199  | -          |
| 農業改良資金特別会計      | 313     | 116     | 197    | 197   | 233     | 1          |
| 市町村道路資金特別会計     | 5,935   | 1,578   | 4,357  | 4,357 | -       | -          |
| 県道維持費特別会計       | 3,422   | 3,398   | 24     | 24    | -       | -          |
| 県庁管理特別会計        | 116,275 | 116,170 | 105    | 105   | -       | 116,203    |
| 国工業団地開発資金特別会計   | 7,083   | 3,611   | 3,472  | 3,472 | -       | -          |
| 住居・木村産業改善資金特別会計 | 246     | 117     | 129    | 129   | 44      | -          |
| 公債管理特別会計        | 90,624  | 90,624  | 0      | 0     | -       | 71,332     |
| 国債合計            | 439,972 | 439,494 | 20,478 | 2,270 | 903,427 | 103,750百万円 |

2 1以外の特別会計の財政状況 (公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

| 種別        | 地所別    | 地所別    | 増収減収  | 地方債増減 | 社会資本の増減 | 備考    |
|-----------|--------|--------|-------|-------|---------|-------|
| 電気事業      | 3,540  | 3,094  | 446   | 3,115 | -       | 116.2 |
| 道営事業      | 168    | 147    | 21    | 21    | 1       | 111.1 |
| 市営事業      | 150    | 240    | ▲90   | ▲90   | -       | 62.5  |
| 市営事業      | 17,154 | 16,700 | ▲454  | ▲454  | 3,278   | 92.3  |
| 国庫補助金特別会計 | 11     | 56     | ▲45   | ▲45   | -       | -     |
| 国庫補助金特別会計 | 8,717  | 7,651  | 1,066 | 1,066 | 26,785  | -     |

(注) 1. 空欄の欄は、地方公営企業法適用しての公営企業である。  
 2. 空欄の欄は、地方自治法第252条第1項第3号の別表第1号に該当しないため、記載されていない。  
 3. 千円未満は四捨五入し、百万円未満は、百万で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

| 種別          | 収入 | 支出 | 増収減収 | 地方債増減 | 社会資本の増減 | 備考   |
|-------------|----|----|------|-------|---------|------|
| 関係する一部事務組合等 |    |    |      |       |         | 該当なし |





2-4 出資法人総括表(役員数)

<出典> 出資法人調査表(平成20年4月1日現在) (単位:人)

| 区分 | 法人名                  | 理事(取締役)   |         |            |    | 監事(監査役)   |         |            |    | 役員計 | 評議員計 | 役員評議員計 |
|----|----------------------|-----------|---------|------------|----|-----------|---------|------------|----|-----|------|--------|
|    |                      | 常勤理事(取締役) |         | 非常勤理事(取締役) |    | 常勤監事(監査役) |         | 非常勤監事(監査役) |    |     |      |        |
|    |                      | 県OB       | 県職員(派遣) | その他        | 計  | 県OB       | 県職員(兼務) | その他        | 計  |     |      |        |
| 1  | 特 山梨県土地開発公社          | 1         | 1       | 2          | 4  | 0         | 0       | 2          | 2  | 8   |      | 8      |
| 2  | 財 山梨総合研究所            |           |         | 2          | 2  | 0         | 11      | 2          | 3  | 14  | 11   | 25     |
| 3  | 株 ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ   |           |         | 4          | 4  | 10        | 14      | 2          | 2  | 16  |      | 16     |
| 4  | 財 ふもろさと財団            |           |         |            |    | 0         | 9       | 1          | 2  | 11  | 7    | 18     |
| 5  | 特 山梨県児童福祉協会          |           |         |            |    | 2         | 21      | 23         | 2  | 25  | 30   | 55     |
| 6  | 財 やまなし文化基金           |           |         |            |    | 2         | 7       | 9          | 1  | 11  | 9    | 20     |
| 7  | 財 やまなし化学習協会          | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 10      | 1          | 2  | 12  | 11   | 23     |
| 8  | 財 山梨県青少年協会           | 2         |         | 1          | 3  | 0         | 11      | 1          | 2  | 14  | 13   | 27     |
| 9  | 財 山梨県私立教育振興会         |           |         | 1          | 1  | 0         | 12      | 2          | 2  | 14  |      | 14     |
| 10 | 財 山梨県社会福祉事業団         | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 8       | 2          | 2  | 11  | 23   | 34     |
| 11 | 財 山梨県環境整備推進財団        |           |         |            |    | 3         | 16      | 19         | 1  | 20  | 21   | 41     |
| 12 | 財 山梨県アイリンク           |           |         |            |    | 2         | 10      | 12         | 1  | 15  | 10   | 25     |
| 13 | 財 山梨県生涯学習推進センター      | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 9       | 10         | 3  | 13  |      | 13     |
| 14 | 財 山梨県健康推進センター        | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 19      | 22         | 1  | 23  | 27   | 27     |
| 15 | 財 やまなし環境財団           |           |         |            |    | 1         | 7       | 8          | 1  | 10  | 9    | 19     |
| 16 | 財 山梨県環境整備事業団         | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 16      | 19         | 1  | 23  | 21   | 44     |
| 17 | 財 山梨県緑化推進機構          |           |         | 1          | 1  | 2         | 22      | 24         | 2  | 27  | 28   | 55     |
| 18 | 財 山梨県林業公社            |           |         | 1          | 1  | 2         | 10      | 12         | 1  | 15  | 19   | 34     |
| 19 | 株 清田の森管理公社           | 1         |         | 1          | 2  | 2         | 22      | 24         | 2  | 27  | 28   | 55     |
| 20 | 財 やまなし産業支援機構         |           |         | 1          | 1  | 1         | 11      | 12         | 1  | 17  | 17   | 17     |
| 21 | 特 山梨県信用保証協会          |           |         |            |    | 1         | 16      | 17         | 1  | 23  | 21   | 44     |
| 22 | 財 山梨県中央・圏外地域産業振興センター | 1         |         | 1          | 2  | 1         | 16      | 19         | 1  | 23  | 21   | 44     |
| 23 | 財 山梨県富士川地域産業振興センター   |           |         | 1          | 1  | 2         | 12      | 14         | 1  | 17  | 18   | 35     |
| 24 | 財 山梨県内地域産業振興センター     |           |         | 1          | 1  | 2         | 20      | 22         | 1  | 23  | 34   | 57     |
| 25 | 財 小笠野記念財団            |           |         |            |    | 2         | 4       | 6          | 1  | 7   | 6    | 13     |
| 26 | 財 山梨県国際交流協会          | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 10      | 12         | 1  | 13  | 14   | 27     |
| 27 | 財 山梨県農業振興公社          |           |         |            |    | 4         | 8       | 12         | 1  | 14  | 12   | 26     |
| 28 | 財 山梨県農業用プラスチック処理センター | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 15      | 17         | 1  | 23  | 23   | 23     |
| 29 | 財 山梨県養果物経営安定基金協会     |           |         |            |    | 1         | 10      | 11         | 3  | 14  | 14   | 14     |
| 30 | 財 山梨県子育て支援協会         | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 6       | 8          | 1  | 11  | 11   | 11     |
| 31 | 財 山梨県畜産協会            |           |         |            |    | 1         | 12      | 13         | 1  | 16  | 16   | 16     |
| 32 | 財 山梨県農産物センター         |           |         | 1          | 1  | 3         | 8       | 11         | 1  | 14  | 14   | 14     |
| 33 | 株 山梨県食肉流通センター        | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 4       | 6          | 0  | 6   | 11   | 11     |
| 34 | 特 山梨県農業信用基金協会        |           |         | 1          | 1  | 10        | 11      | 12         | 1  | 15  | 15   | 15     |
| 35 | 特 山梨県道路公社            | 2         |         | 2          | 4  | 0         | 0       | 0          | 1  | 10  | 14   | 24     |
| 36 | 財 山梨県公園公社            | 2         |         | 2          | 4  | 0         | 14      | 17         | 1  | 22  | 22   | 22     |
| 37 | 特 山梨県下水道公社           |           |         |            |    |           |         |            | 2  | 3   |      | 3      |
| 38 | 特 山梨県生活協同組合          |           |         |            |    |           |         |            | 1  | 2   |      | 2      |
| 39 | 財 山梨県女子短期大学          |           |         |            |    | 3         | 10      | 13         | 1  | 14  | 8    | 22     |
| 40 | 財 山梨県体育協会            | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 41      | 42         | 1  | 45  | 80   | 125    |
| 41 | 財 山梨県西方面放浪民会         | 1         |         | 1          | 2  | 0         | 20      | 21         | 1  | 22  | 25   | 47     |
| 42 | 合計                   | 22        | 7       | 10         | 39 | 4         | 76      | 80         | 60 | 80  | 470  | 1,140  |

2-5 平均給与月額及び平均年齢の状況

| 番号 | 県又は出資法人               | 平均年齢         | 平均給料月額   |
|----|-----------------------|--------------|----------|
| 1  | 山梨県一般行政職              | 43.0歳        | 391,682円 |
| 2  | 山梨県土地開発公社             | 43.7歳        | 375,465円 |
| 3  | (財)山梨総合研究所            | 特殊な雇用形態のため省略 |          |
| 4  | (財)やまなし化学習協会          | 48.6歳        | 335,130円 |
| 5  | (財)山梨県青少年協会           | 42.0歳        | 323,159円 |
| 6  | (財)山梨県健康推進事業団         | 47.6歳        | 325,346円 |
| 7  | (財)山梨県環境整備事業団         | プロパー職員なし     |          |
| 8  | (財)山梨県林業公社            | 42.1歳        | 327,993円 |
| 9  | (財)やまなし産業支援機構         | 46.4歳        | 375,640円 |
| 10 | 山梨県信用保証協会             | 43.4歳        | 387,252円 |
| 11 | (財)山梨県甲府・圏外地域産業振興センター | 43.0歳        | 342,065円 |
| 12 | (財)山梨県中央・圏外地域産業振興センター | 29.3歳        | 196,203円 |
| 13 | (財)山梨県国際交流協会          | 37.7歳        | 183,733円 |
| 14 | (財)山梨県農業振興公社          | 43.0歳        | 319,217円 |
| 15 | (財)山梨県馬事振興センター        | 42.0歳        | 265,712円 |
| 16 | (株)山梨県食肉流通センター        | 38.8歳        | 273,660円 |
| 17 | 山梨県道路公社               | プロパー職員なし     |          |
| 18 | (財)山梨県公園公社            | 36.5歳        | 289,070円 |
| 19 | (財)山梨県下水道公社           | 39.7歳        | 311,873円 |
| 20 | 山梨県住老供給公社             | 45.1歳        | 375,650円 |
| 21 | (財)山梨県子育て支援協会         | 40.0歳        | 313,635円 |

※平均給与月額は、給料、給料の調整額、地域手当、扶養手当、管理職手当、住居手当及びその他の手当の合計額  
 (ただし、通勤手当、時間外手当、一部の特殊勤務手当(平日勤務時間内支給される手当に限る)は除く)

3 包括外部監査対象の出資法人の概要

| No | 団体名                     | 所管課     | 出資総額(千円)   |             | 出資率<br>(%) | 県支出金(千円) |           |           | 県貸付金残高<br>(千円) | 県債務負担<br>突当残高<br>(千円) | 指定管理者<br>制度の有無 |
|----|-------------------------|---------|------------|-------------|------------|----------|-----------|-----------|----------------|-----------------------|----------------|
|    |                         |         | うち<br>県出資額 | 県負担金<br>補助金 |            | 委託金      | 計         |           |                |                       |                |
| 1  | 山梨県土地開発公社               | 企画課     | 20,000     | 20,000      | 100.00     | 10,860   | 9,184     | 20,044    | 2,000,000      | 14,327,467            | 無              |
| 2  | (財)山梨県農業協同公社            | 農村振興課   | 807,111    | 800,000     | 74.34      | 34,605   |           | 34,605    | 81,794         | 243,934               | 無              |
| 3  | 山梨県道路公社                 | 道路企画室   | 1,226,000  | 812,500     | 60.00      |          | 24,139    | 24,139    |                | 2,237,234             | 無              |
| 4  | (財)山梨県下水道公社             | 下水道課    | 74,000     | 37,000      | 50.00      |          | 2,090,755 | 2,090,755 |                |                       | 無              |
| 5  | 山梨県住宅供給公社               | 住宅課     | 10,000     | 10,000      | 100.00     | 261,871  | 526,599   | 788,470   | 6,175          | 13,631,656            | 無              |
| 6  | 山梨県林業公社                 | 森林整備課   | 1,000      | 1,000       | 100.00     | 149,732  | 148,860   | 298,592   | 13,198,683     | 9,014,338             | 有              |
| 7  | (財)山梨総合研究所              | 企画課     | 525,000    | 200,000     | 38.10      | 20,054   |           | 20,054    |                |                       | 無              |
| 8  | (財)やまなし化学習協会            | 生涯学習文化課 | 15,000     | 15,000      | 100.00     | 5,814    | 267,197   | 273,011   |                |                       | 有              |
| 9  | (財)山梨県甲府・圏中地域地場産業振興センター | 観光振興課   | 30,000     | 10,000      | 33.33      | 16,645   |           | 16,645    | 71,815         |                       | 無              |
| 10 | (財)山梨県郡内地域地場産業振興センター    | 観光振興課   | 30,000     | 13,950      | 46.50      | 39,694   | 14,422    | 54,116    | 130,570        |                       | 有              |
| 11 | (財)山梨県青少年協会             | 青少年課    | 51,000     | 20,000      | 39.22      | 892      | 655,902   | 656,794   |                |                       | 有              |
| 12 | (財)山梨県環境整備事業団           | 環境整備課   | 30,000     | 10,000      | 33.33      | 285,984  |           | 285,984   |                | 2,813,728             | 無              |
| 13 | (財)やまなし産業支援機構           | 商工総務課   | 434,170    | 173,800     | 40.03      | 173,207  | 10,559    | 183,766   | 6,800,214      | 3,361,501             | 有              |
| 14 | 山梨県信用保証協会               | 商業振興金融課 | 8,400,321  | 2,335,149   | 24.84      | 138,499  |           | 138,499   | 6,544,804      | 1,162,122             | 無              |
| 15 | (株)山梨県肉流通センター           | 畜産課     | 420,000    | 150,000     | 35.71      | 93,284   | 500       | 93,784    |                | 577,017               | 無              |
| 16 | (財)山梨県公園公社              | 都市計画課   | 30,000     | 30,000      | 100.00     |          | 408,126   | 408,126   |                |                       | 有              |
| 17 | (財)山梨みどり奨学会             | 高校教育課   | 330,076    | 16,000      | 4.85       | 258,623  |           | 258,623   |                |                       | 無              |
| 18 | (財)山梨県国際交流協会            | 国際交流課   | 275,746    | 200,500     | 72.71      | 7,697    | 47,253    | 54,950    |                |                       | 有              |
| 19 | (財)山梨県健康管理事業団           | 健康増進課   | 4,536      | 100         | 2.20       | 11,710   | 33,935    | 45,645    |                |                       | 無              |
| 20 | (財)山梨県馬車振興センター          | 畜産課     | 1,000      | 400         | 40.00      | 10,501   | 23,636    | 34,137    |                |                       | 有              |

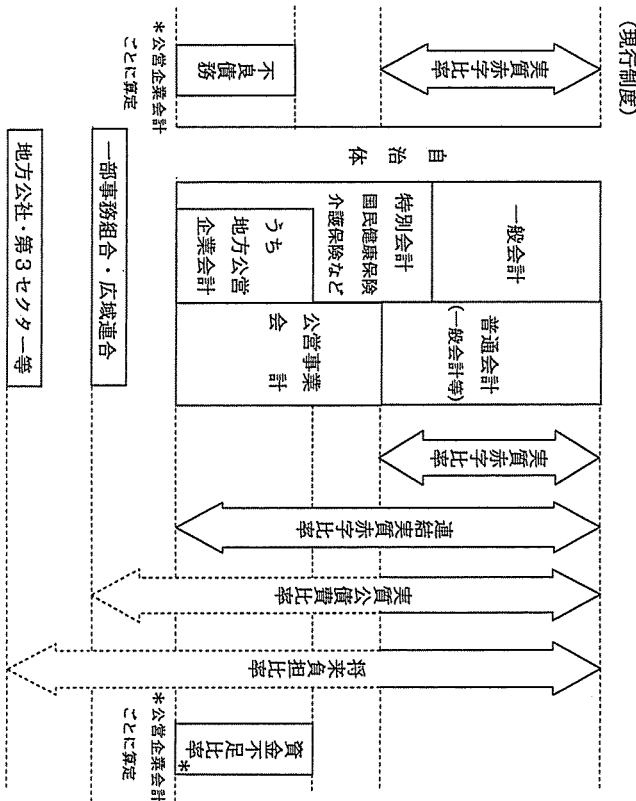
4 自治体財政健全化法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布)に従い、各地方公共団体は、平成19年度決算から、財政についての健全化判断比率として4つの指標(下図を参照)を公表することとなった。また、各公営企業は、同様に資金不足比率を公表することとなった。公表に際しては、監査委員の審査が行われるほか、包括外部監査人の調査の対象となる。平成19年度決算に係る指標の公表は、平成20年9月30日までに行われた。

さらに、平成20年度決算からは、健全化判断比率が一定基準以上の地方公共団体に対し財政健全化計画等の策定が義務付けられ、資金不足比率が一定基準以上の公営企業に対し経営健全化計画の策定が義務付けられる。これらの計画は、個別外部監査の対象となるほか、包括外部監査人の監査における留意事項となる。

また、すべての地方公共団体は、公会計整備策として、今後、財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を作成することになった。

健全化判断比率等の対象



山梨県の健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、平成19年度決算から健全化判断比率等を算定することになった。この場合、一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画等の策定が必要（平成20年度決算に基づき算定した比率から適用）となる。平成19年度決算に基づき算定した山梨県の比率は、いずれも健全化の判断基準を下回る状況で特に問題はなかった。

(1) 健全化判断比率

|          | 本県の比率  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —      | 3.75%   | 5%     |
| 連結実質赤字比率 | —      | 8.75%   | 15%(※) |
| 実質公債費比率  | 12.4%  | 25%     | 35%    |
| 将来負担比率   | 248.8% | —       | 400%   |

○実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」表示としている。

○早期健全化基準：自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・ 財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等

○財政再生基準：国等の関与による確実な再生が必要な水準

・ 財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、起債の制限 等

※連結実質赤字比率における財政再生基準は、3年間の経過的基準の設定があり、H20年度及び21年度決算に基づく基準は、25%、H22年度決算に基づく基準は、20%、それ以降が本則により15%となる。

(2) 公営企業の資金不足比率

|             | 本県の比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|-------|---------|
| 電気事業会計      | —     | —       |
| 温泉事業会計      | —     | —       |
| 地域振興事業会計    | 8.1%  | 20%     |
| 病院事業会計      | —     | —       |
| 流域下水道事業特別会計 | —     | —       |

○地域振興事業会計以外は、資金不足額がないため「—」表示としている。

○経営健全化基準：自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・ 経営健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度の議会報告と公表 等

5-1 指定管理者「導入済」施設一覧表（更新）

| 番号 | 施設名           | 現在の指定管理者        | 更新時期 |
|----|---------------|-----------------|------|
| 1  | 青少年センター       | (財)山梨県青少年協会     |      |
| 2  | 県民会館          | (財)やまなし文化学習協会   |      |
| 3  | 県民文化ホール       | (財)やまなし文化学習協会   |      |
| 4  | 防災安全センター      | (財)山梨県消防協会      |      |
| 5  | 総合福祉センターかえで荘  | (福)山梨県社会福祉事業団   |      |
| 6  | 介護実習普及センター    | (福)山梨県社会福祉協議会   |      |
| 7  | 愛宕山こどもの国      | (財)山梨県青少年協会     |      |
| 8  | 愛宕山少年自然の家     | (財)山梨県青少年協会     |      |
| 9  | 聴覚障害者情報センター   | (福)山梨県社会福祉事業団   |      |
| 10 | 森林公園金川の森      | (財)山梨県林業公社      |      |
| 11 | 武田の杜保健休養林     | (財)山梨県林業公社      |      |
| 12 | 県民の森保健休養施設    | (財)山梨県林業公社      |      |
| 13 | 八ヶ岳自然ふれあいセンター | (財)キーゾ協会        |      |
| 14 | 緑化センター        | 山梨県造園建設業協同組合    |      |
| 15 | アイメツセ山梨       | (財)やまなし産業支援機構   |      |
| 16 | 富士ビジターセンター    | 富士急ビジター・富士急建設JV | H21  |
| 17 | 国際交流センター      | (財)山梨県国際交流協会    |      |
| 18 | フラーワセンター      | (株)ハイジの村        |      |
| 19 | まきば公園         | (財)山梨県子牛育成協会    |      |
| 20 | 小瀬スポーツ公園      | (財)山梨県体育協会      |      |
| 21 | 富士北麓公園        | (財)山梨県体育協会      |      |
| 22 | 御勅使南公園        | (株)富士グリーンテック    |      |
| 23 | 富士川クラフトパーク    | (財)山梨県公園公社      |      |
| 24 | 曾根丘陵公園        | (財)山梨県公園公社      |      |
| 25 | 笛吹川フルーツ公園     | (財)山梨県公園公社      |      |
| 26 | 八代射撃場         | (財)山梨県体育協会      |      |
| 27 | 八ヶ岳スケートセンター   | (財)山梨県体育協会      |      |
| 28 | 飯田野球場         | (株)富士グリーンテック    |      |
| 29 | 韭崎射撃場         | 山梨県クレー射撃協会      |      |
| 30 | 八ヶ岳少年自然の家     | (財)山梨県青少年協会     |      |
| 31 | 科学館           | (財)山梨県青少年協会     |      |



| 番号 | 施設名                                       | 現在の指定管理者           | 更新時期 |
|----|---|--------------------|------|
| 32 | リニア見学センター                                 | 都留市                |      |
| 33 | 郡内地域産業振興センター                              | (財)県郡内地域地場産業振興センター |      |
| 34 | 八ヶ岳牧場                                     | (財)山梨県子牛育成協会       |      |
| 35 | 特定公共賃貸住宅(13団地)                            | 山梨県住宅供給公社          |      |
| 36 | なかとみ青少年自然の里                               | 身延町                | H23  |
| 37 | ゆずりはら青少年自然の里                              | 上野原市               |      |
| 38 | 釜無川スポーツ公園                                 | 甲斐市                |      |
| 39 | 緑が丘スポーツ公園                                 | (財)山梨県体育協会         |      |
| 40 | 本栖湖青少年スポーツセンター                            | (財)山梨県体育協会         |      |
| 41 | 精神障害者自立訓練施設<br>「あゆみの家」                    | (福)着溪会             | H24  |
| 42 | 丘の公園                                      | (株)清里丘の公園          | H26  |
| 43 | 養護老人ホーム・知的障害者更生施設<br>「青い鳥福祉わく」(老人ホーム、成人部) | (福)山梨ライトハウス        |      |
| 44 | 知的障害者授産施設「梨の実業」                           | (福)山梨県手をつなぐ親の会     |      |
| 45 | 身体障害者授産施設「さくらホーム」                         | (福)山梨県身体障害者援護協会    | H28  |
| 46 | 身体障害者更生施設<br>「あけぼの医療福祉センター」成人部門           | (福)山梨県身体障害者援護協会    |      |
| 47 | 男女共同参画推進センター                              |                    |      |
| 48 | 富士湧水の里水族館                                 |                    |      |
| 49 | 桂川ウェルネスパーク                                |                    |      |
| 50 | 美術館                                       |                    |      |
| 51 | 文学館                                       | ※ 直営               |      |
| 52 | 芸術の森公園                                    |                    |      |
| 53 | 準特定優良賃貸住宅                                 |                    |      |
| 54 | 県営住宅(95団地)                                | 管理代行               |      |
| 55 | 中央病院                                      |                    |      |
| 56 | 北病院                                       |                    |      |
| 57 | 肢体不自由児施設・重症心身障害児施設「あけぼの医療福祉センター」          | ※ 直営               |      |
| 58 | 知的障害(者)施設「青精福祉センター」                       |                    |      |
| 59 | 知的障害(児)施設「青精福祉センター」                       |                    |      |
| 60 | 富士北麓浄化センター                                |                    |      |

| 番号         | 施設名                    | 現在の指定管理者 | 更新時期 |
|------------|------------------------|----------|------|
| 61         | 峡東浄化センター               |          |      |
| 62         | 釜無川浄化センター              |          |      |
| 63         | 桂川清流センター               |          |      |
| 64         | 舞鶴城公園                  |          |      |
| 65         | 中央公園                   |          |      |
| 66         | 御勤使公園                  |          |      |
| 67         | 丸の内公園                  |          |      |
| 68         | 考古博物館                  |          |      |
| 69         | 博物館                    |          |      |
| 70         | 曹根丘陵研修センター、<br>テニスコート等 |          |      |
| 71         | 図書館                    |          |      |
| 72         | 県立大学                   | ※ 直営     |      |
| 73         | 甲陽学園                   |          |      |
| 74         | 富士ふれあいセンター             |          |      |
| 75         | 宝石美術専門学校               |          |      |
| 76         | 産業技術短期大学校              |          |      |
| 77         | 都留高等技術専門学校             |          |      |
| 78         | 峡南高等技術専門学校             |          |      |
| 79         | 就業支援センター               |          |      |
| 80         | 農業大学校                  |          |      |
| 81         | 県管理ダム                  |          |      |
| 82         | 甲府駅利用者用一時駐車場           |          |      |
| 83~<br>124 | 県立学校(42校)              |          |      |
| 124施設      |                        |          |      |

5-2 H17(直営)とH19(指定管理者導入後)との経費比較及び削減額

| No. | 施設名             | 単位：千円     |           |          | 備考            |
|-----|-----------------|-----------|-----------|----------|---------------|
|     |                 | H17       | H19       | H19~H17  |               |
| 48  | 丘の公園            | 124,000   | △150,000  | △274,000 |               |
| 12  | おけぼの医療福祉センター成人寮 | 157,736   | 0         | △157,736 |               |
| 27  | フラーセンター         | 150,968   | 0         | △150,968 |               |
| 2   | 県民文化ホール         | 273,028   | 200,056   | △72,972  |               |
| 17  | 緑化センター          | 94,602    | 48,054    | △46,548  |               |
| 36  | 科学館             | 379,072   | 352,665   | △26,407  |               |
| 28  | 小瀬スポーツ公園        | 477,296   | 451,778   | △25,518  |               |
| 30  | 御前南公園           | 103,550   | 78,215    | △25,335  |               |
| 25  | ハゲ岳牧場           | 210,766   | 186,769   | △23,997  |               |
| 4   | 青少年センター         | 120,143   | 100,708   | △19,435  |               |
| 29  | 富士北麓公園          | 96,105    | 76,949    | △19,156  |               |
| 21  | アイヌヤマ山梨         | 8,158     | △8,000    | △16,158  |               |
| 31  | 富士川フラーパーク       | 105,148   | 92,423    | △12,725  |               |
| 11  | 歴史障害者情報センター     | 37,817    | 29,801    | △8,016   |               |
| 36  | ハゲ岳少年自然の家       | 104,454   | 97,595    | △6,859   |               |
| 7   | 介護実習普及センター      | 38,760    | 33,022    | △5,738   |               |
| 16  | 空吹川フラー公園        | 80,293    | 74,735    | △5,558   |               |
| 33  | 霞吹川フラー公園        | 253,661   | 248,694   | △4,967   |               |
| 16  | ハゲ岳自然ふれあいセンター   | 41,234    | 36,950    | △4,284   | 委託料減額<br>37施設 |
| 6   | かえで荘            | 65,792    | 62,167    | △3,625   |               |
| 3   | 県民会館            | 7,239     | 4,155     | △3,084   |               |
| 10  | 愛宕山少年自然の家       | 57,550    | 54,959    | △2,591   |               |
| 34  | 特定公共賃貸住宅        | 17,962    | 15,638    | △2,324   |               |
| 20  | 蔵田の杜            | 45,569    | 43,605    | △1,964   |               |
| 46  | 飯田野球場           | 8,812     | 7,580     | △1,232   |               |
| 23  | 富士ビレッジセンター      | 36,222    | 35,000    | △1,222   |               |
| 24  | 国際交流センター        | 40,769    | 39,828    | △941     |               |
| 42  | 運動射撃場           | 823       | 0         | △823     |               |
| 19  | 県民の森            | 15,519    | 14,756    | △763     |               |
| 26  | まきば公園           | 16,583    | 15,972    | △611     |               |
| 22  | 郡内地域産業振興センター    | 15,021    | 14,492    | △529     |               |
| 43  | 八代射撃場           | 5,549     | 5,034     | △515     |               |
| 1   | リニア見学センター       | 18,351    | 18,000    | △351     |               |
| 37  | なかとみ青少年自然の里     | 20,745    | 20,603    | △142     |               |
| 5   | 防災安全センター        | 12,408    | 12,315    | △93      |               |
| 13  | あさひウーエホーム       | 0         | 0         | 0        |               |
| 14  | 梨の美寮            | 0         | 0         | 0        |               |
| 15  | あゆみの家           | 0         | 0         | 0        | 開所時に指定管理導入    |
| 41  | 釜無川スポーツ公園       | 2,100     | 2,125     | 0        |               |
| 47  | 安撫家住宅           | 5,705     | 5,759     | 54       |               |
| 38  | ゆずりはら青少年自然の里    | 25,458    | 25,530    | 72       |               |
| 8   | 青い鳥福祉センター       | 154,731   | 154,957   | 226      | 委託料増額<br>9施設  |
| 9   | 愛宕山こどもの国        | 48,717    | 49,965    | 1,248    |               |
| 40  | 緑が丘スポーツ公園       | 70,154    | 73,681    | 3,527    |               |
| 44  | ハゲ岳スポーツセンター     | 45,126    | 49,075    | 3,949    |               |
| 45  | 本指間青少年スポーツセンター  | 18,237    | 22,241    | 4,004    |               |
| 39  | 曽根丘陵公園          | 55,298    | 67,009    | 11,711   |               |
|     | 合計(県営住宅を除く)     | 3,667,581 | 2,764,800 | △902,781 |               |

※指定管理者制度導入時に利用料金額を採用した施設では、委託料から取入れた使用料を差し引いて算出。  
 ※丘の公園のH17年度の金額は、管理委託時のH15年度実績。  
 ※県営住宅は管理代行のため、比較対象から除く。

5-3 H20における指定管理者選定結果一覧表

| 番号 | 更新 | 施設名                  | 現在(平成20年度)の指定管理者   | 平成21年度以降の指定管理者        | 全所<br>番号 |
|----|----|----------------------|--------------------|-----------------------|----------|
| 1  | 新規 | 青少年センター              | (財)山梨県青少年協会        | (財)山梨県青少年協会           | 1        |
| 2  | 更新 | 県民会館                 | (財)やまなし文化学習協会      | (財)やまなし文化学習協会         | 1        |
| 3  | 更新 | 県民文化ホール              | (財)やまなし文化学習協会      | フラーパーク・共立・NTT-F 共同事業体 | 3        |
| 4  | 更新 | 防災安全センター             | (財)山梨県消防協会         | (財)山梨県消防協会            | 1        |
| 5  | 更新 | 総合福祉センターかえで荘         | (福)山梨県社会福祉事業団      | (福)山梨県社会福祉事業団         | 1        |
| 6  | 更新 | 介護実習普及センター           | (福)山梨県社会福祉協議会      | (福)山梨県社会福祉協議会         | 1        |
| 7  | 更新 | 愛宕山こどもの国             | (財)山梨県青少年協会        | (財)山梨県青少年協会           | 1        |
| 8  | 更新 | 愛宕山少年自然の家            | (福)山梨県社会福祉事業団      | (福)山梨県社会福祉事業団         | 1        |
| 9  | 更新 | 歴史障害者情報センター          | (財)山梨県林業公社         | (財)山梨県林業公社            | 1        |
| 10 | 更新 | 森林公園金川の森             | (財)山梨県林業公社         | (財)山梨県林業公社            | 1        |
| 11 | 更新 | 武田の杜保健休養林            | (財)山梨県林業公社         | (財)山梨県林業公社            | 2        |
| 12 | 更新 | 県民の森保健休養施設           | (財)山梨県林業公社         | (財)山梨県林業公社            | 1        |
| 13 | 更新 | ハゲ岳自然ふれあいセンター        | (財)キーア協会           | (財)キーア協会              | 1        |
| 14 | 更新 | 緑化センター               | 山梨県道園建設業協同組合       | 山梨県道園建設業協同組合          | 1        |
| 15 | 更新 | アイヌヤマ山梨              | (財)やまなし産業支援機構      | (財)やまなし産業支援機構         | 1        |
| 16 | 更新 | 富士ビレッジセンター           | 富士急ピュアスポーツ 富士急運動JY | (株)富士急ピュアスポーツ         | 2        |
| 17 | 更新 | 国際交流センター             | (財)山梨県国際交流協会       | (財)山梨県国際交流協会          | 1        |
| 18 | 更新 | まきば公園                | (株)ヘアジの村           | (株)ヘアジの村              | 1        |
| 19 | 更新 | 小瀬スポーツ公園             | (財)山梨県子牛育成協会       | (財)山梨県子牛育成協会          | 1        |
| 20 | 更新 | 富士北麓公園               | (財)山梨県体育協会         | (財)山梨県体育協会            | 2        |
| 21 | 更新 | 富士川フラーパーク            | (財)富士グループ          | (株)富士グループ             | 1        |
| 22 | 更新 | 御前南公園                | (財)山梨県公園公社         | (財)合同会社富士川町竹の森        | 5        |
| 23 | 更新 | 管根丘陵公園               | (財)山梨県公園公社         | 山梨市フラーパーク(株)          | 2        |
| 24 | 更新 | 八代射撃場                | (財)山梨県体育協会         | (財)山梨県体育協会            | 1        |
| 25 | 更新 | ハゲ岳スポーツセンター          | (財)山梨県体育協会         | (財)山梨県体育協会            | 1        |
| 26 | 更新 | 飯田野球場                | (株)富士グループ          | (株)富士グループ             | 1        |
| 27 | 更新 | ハゲ岳少年自然の家            | (財)山梨県青少年協会        | (財)山梨県青少年協会           | 1        |
| 28 | 更新 | 科学館                  | (財)山梨県青少年協会        | (財)山梨県青少年協会           | 1        |
| 29 | 更新 | 小計                   | 募集件数29<br>(施設数20)  | 募集件数29<br>(施設数20)     | 29       |
| 30 | 更新 | 男女共同参画推進センター         | 直営                 | 直営                    | 5        |
| 31 | 更新 | 富士湖水の里水産館            | 直営                 | 直営                    | 3        |
| 32 | 更新 | 桂川リベルネスパーク           | 直営                 | 直営                    | 3        |
| 33 | 更新 | 美術館<br>文学館<br>芸術の森公園 | 直営<br>直営<br>直営     | 直営<br>直営<br>直営        | 5        |
| 小計 | 更新 | 募集件数4<br>(施設数6)      | 募集件数4<br>(施設数6)    | 募集件数4<br>(施設数6)       | 4        |
| 合計 | 更新 | 募集件数33<br>(施設数26)    | 募集件数33<br>(施設数26)  | 募集件数33<br>(施設数26)     | 33       |

平成 20 年度指定管理者選定結果における民間への委託は 3 割であり、指定管理者募集施設 33 件のうち応募者 1 社のみの施設は 23 件で全体の 7 割である。硬直化が懸念される指定管理者に対し、民間の応募を多くする工夫が今後必要と考える。

平成 17 年度に指定管理者を 29 件募集し、うち民間企業等が 5 社であったが、平成 20 年度 33 件募集し、うち民間企業等は 11 社となり民間への委託は増加している。

但し、民間への委託先が増加した内容は、平成 17 年度るとき(財)山梨県公園公社が受託した富士川クラフトパーク、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツパークの 3 施設が同公社の解散のため同施設が民間へ委託されたものである。

平成 20 年度に新規に募集した山梨県の直営施設は、県の出資法人が 1 社、民間が 3 社という結果であった。また、平成 17 年度と平成 20 年度に同一の指定管理者となったのは、上記の(財)山梨県公園公社と新規募集の直営施設を除けば、25 法人であった。従って、指定管理者が変更となった施設は実質的に県民文化ホールのみであり、指定管理者の硬直化がみられる。応募者を増やすさらなる対応を検討しなければ競争原理が機能しなくなり、指定管理者制度を導入し民間活力を引き出すという当初の目的を達することが困難と考える。

|      | 平成 17 年度指定管理者結果                        | 平成 20 年度指定管理者結果                 |
|------|--|---------------------------------|
| 募集件数 | 33 件                                   |                                 |
|      | 県出資法人 21<br>公益法人等 3<br>民間企業等 5<br>直営 4 | 県出資法人 18<br>公益法人等 4<br>民間企業等 11 |

## 6 平成 20 年度包括外部監査結果

出資法人の問題事項一覧表

| 出資法人名                              | 問題事項   |
|------------------------------------|--|
| 1. 山梨県<br>土地開発公社                   | (1)山梨県は米倉山の土地を時価より 5 億円高く購入していた。(2)山梨県へ米倉山の土地売却が済んでいるが、未登記物件が 65 筆あった。(3)綿応敬研について公社は、3 億円を超える損失が想定されていた。   |
| 2. (財)山梨<br>総合研究所                  | (1)平成 19 年度の業務上の収益事業について、費用が 5 百万円過大に計上されていた。(2)職場環境の改善が必要である。   |
| 3. (財)やまなし<br>文化学習協会               | (1)県民文化ホールの消防用設備(自動火災報知設備・誘導灯等)に多数の不具合所が平成 18 年 6 月よりある。(2)指定管理者制度における施設の前受金は、指定管理者間では精算するよう是正することが必要である。  |
| 4. (財)山梨県<br>青少年協会                 | (1)山梨県からの委託料収入でプログラクラムを 24 百万円で制作しているが、その所有権が協定書上不明確となっている。また、県の備品原簿にも登録されていないので、当財団のものとすると法人税の納付不足が過去 2 年間で約 9 百万円となる。  |
| 5. (財)山梨県健康<br>管理事業団               | (1)過年度で費用を過大に計上したものの累償額が 19 百万円ある(車検整備充当金)ので取崩して利益に計上すべきである。(2)棚卸資産の計上漏れが約 3 百万円ある。  |
| 6. (財)山梨県環境<br>整備事業団               | (1)消費税の計算誤りにより、平成 19 年度分の消費税が約 4 百万円納付不足となっていた。(2)資産の計上額を実際の出来高でなく予定額で計上したため、資産が約 5 億円過大計上されていた。   |
| 7. (財)山梨県<br>林業公社                  | (1)平成元年度から平成 9 年度までの利益約 2 億円が決算に反映せず、多額の損失が出た平成 19 年度に当該利益を相殺した。(2)最終収支試算によると 207 億円の赤字が想定される林業公社は、分取割合の見直し、人件費・事業費の見直し、補助金の活用を検討すべきである。(3)繰のオーナーへの返金額は約 5 割～8 割程度である。 |
| 8. (財)やまなし<br>産業支援機構               | (1)国からの委託料を過去 2 年間で約 16 百万円過大に受けていた。(2)リース設備資産を契約時に資産計上しているが、換取時に資産計上すべきである。過去 2 年間で 6 億円の資産計上時期のミスが発生していた。(3)次年度のリース設備固定資産税 47 百万円を当年度の費用としていた。                       |
| 9. 山梨県信用保証<br>協会                   | (1)全国ベースで代位弁済率はワースト 3、基本財産の悪化状況はワースト 3 となっている。また、過去 6 期連続して赤字であることを考えると経営改善計画の中に費用・収益のさらなる見直しも検討する必要がある。   |
| 10. (財)山梨県甲<br>府・国中地域地<br>場産業振興セカ- | (1)土地の取得価額 44 百万円の中に土地代以外のもの 17 百万円が含まれている。(2)絵画で評価の高いものが資産計上されていない。(3)役員退職金について、山梨県職員 OB と甲府市職員 OB との取り扱いの違いは検討すべきである。  |

| 出資法人名                           | 問題事項   |
|---------------------------------|--|
| 11. (財)山梨県内<br>地域地場産業振<br>興センター | (1)NCG加工システム等平成14年以降まったく使用されていない資産(帳簿価額20百万円)は、廃損として計上すべきである。  |
| 12. (財)山梨県<br>国際交流協会            | (1)帳簿外で66万円もっていた。個人で消費してもわからないので絶対やめるべきである。(2)駐車場を年2~3回日曜日に使用するため、年間契約で37台分212万円支払うのは検討すべきである。(3)法人税等の納付不足が98万円程ある。  |
| 13. (財)山梨県<br>農業振興公社            | (1)定款で出資者(山梨県8億円、市町村1億円、JAI億円)に返還できる基金の規定があるが、行政実例によると払戻しはできないと解されているので定款の改正が必要である。(2)平成11年度の土地売却損約9百万円を未処理のまま決算報告書を作成するのは、やめるべきである。   |
| 14. (財)山梨県馬事<br>振興センター          | (1)棚卸資産約242万円が計上されていない。(2)リース料の契約支払額と実際支払額が年間17百万円もの差額が発生しているので、契約内容を再確認する必要がある。   |
| 15. (株)山梨県食肉<br>流通センター          | (1)償却資産税の申告について11億円申告漏れが発生していた。(2)平成4年3月食鶏処理場に県の補助金3億円を投入したが、現在廃墟となっている。   |
| 16. 山梨県<br>道路公社                 | (1)雁坂トンネル有料道路は、平成19年度需要予測を大幅に下回り料金収入計画882百万円に対し料金収入実績は463百万円、収入達成率52%、平成40年度の無料開放時には山梨県出資金6億円は返済困難なため、平成21年2月に管理費削減の見直しを行い返還可能としているが、今後県民に新たな負担とならないよう経営努力に万全を期して頂きたい。(2)雁坂・広瀬・奥秩父トンネルの換気設備・非常用施設の保守点検結果で早急に対処を必要とするAランクのものも8項目ある。 |
| 17. (財)山梨県<br>公園公社              | (1)法人税等の納付不足が208万円程ある。(2)植栽管理業務の仕様の仕様内容がまったく同じであるにも関わらず、前年度より627万円多い額で落札していた。  |
| 18. (財)山梨県<br>下水道公社             | (1)山梨県は、下水道維持管理負担金を市町村から徴収し当該資金で下水道公社に業務委託するが、精算すると5億円の返金がある。この返金額は翌年度の市町村負担金に充当されるが、この充当時期が実質的に1年後となっている。(2)薬品・A重油等の貯蔵品1,460万円が計上されていない。  |
| 19. 山梨県住宅<br>供給公社               | (1)双葉・響が丘の賃貸宅地(帳簿価額57億円、時価28億円)について、減損会計基準に基づいて減損の兆候が発生しているか否かで公社と監査人で意見が対立した。減損の兆候が発生しているとすれば、15億円の減損損失を計上する必要がある。(2)県営住宅の遊具点検結果でDランクレベル(重要な部分に異常又は全体的に老朽化。至急対処が必要)が76件あったが、5件補修撤去されたのみである。                                       |
| 20. (財)みどり<br>奨学会               | (1)青英奨学金の貸付資金は、国を經由して当該団に県から補助金が入ってくる。この資金が過去3年間で151百万円活用されずに残っている。  |

山梨県土地開発公社

1 - (1)

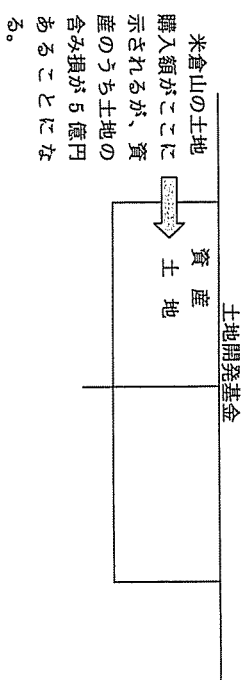
米倉山の土地を平成20年4月1日に土地開発基金により山梨県が42億円で購入したが、購入価額は平成17年度の評価額を基とした土地開発公社の簿価である。しかし、取引時点は平成20年4月1日であるため、評価額を再計算してみると37億円となっていた。従って、土地開発基金は土地取得時において、含み損約5億円を抱えることになってしまった。取引の実態から言えば37億円で売買すべきであった。

平成19年12月の山梨県行政改革大綱で次のように示されている。

土地開発公社については、米倉山造成地の債務処理を行うこととし、県が主体的に多様な活用を行えるよう土地開発基金により、簿価(42億円)で土地を取得します。  
その上で、土地開発公社に生じる110億円の特別損失について、一般会計からの補助により、平成20年度以降30年かけてこれを解消します。

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 土地開発公社の簿価(平成17年度評価額)   | 4,184,680,000円 |
| 平成20年度4月1日売却時の時価評価額(注) | 3,657,259,000円 |
|                        | 497,421,000円   |

(注) 平成17年度評価額と同様の方法で算出した金額である。



(単位:千円)

| 年度     | 借入金返済原資       |                           |           | 評価減前<br>の簿価 |
|--------|---------------|---------------------------|-----------|-------------|
|        | 米倉山土地<br>の買取額 | 山梨県が土地開発公社へ補助<br>補助金A     | 補助金B      |             |
| 平成19年度 |               |                           |           | 15,224,637  |
| 平成20年度 | 4,154,680     | ↓ 2,000,000               | 200,000   | 8,369,957   |
| 平成21年度 |               | 20億円補助金<br>をもちい損失補<br>填する | 200,000   | 8,469,957   |
| 平成22年度 |               |                           | 200,000   | 8,269,957   |
| 平成23年度 |               |                           | 200,000   | 8,069,957   |
| 平成24年度 |               |                           | 200,000   | 7,869,957   |
| 平成25年度 |               |                           | 200,000   | 7,669,957   |
| 平成26年度 |               |                           | 200,000   | 7,469,957   |
| 平成27年度 |               |                           | 200,000   | 7,269,957   |
| 平成28年度 |               |                           | 200,000   | 7,069,957   |
| 平成29年度 |               |                           | 200,000   | 6,869,957   |
| 平成30年度 |               |                           | 200,000   | 6,669,957   |
| 平成31年度 |               |                           | 200,000   | 6,469,957   |
| 平成32年度 |               |                           | 200,000   | 6,269,957   |
| 平成33年度 |               |                           | 200,000   | 6,069,957   |
| 平成34年度 |               |                           | 200,000   | 5,869,957   |
| 平成35年度 |               |                           | 200,000   | 5,669,957   |
| 平成36年度 |               |                           | 200,000   | 5,469,957   |
| 平成37年度 |               |                           | 200,000   | 5,269,957   |
| 平成38年度 |               |                           | 200,000   | 5,069,957   |
| 平成39年度 |               |                           | 200,000   | 4,869,957   |
| 平成40年度 |               |                           | 500,000   | 4,569,957   |
| 平成41年度 |               |                           | 500,000   | 4,069,957   |
| 平成42年度 |               |                           | 500,000   | 3,569,957   |
| 平成43年度 |               |                           | 500,000   | 3,069,957   |
| 平成44年度 |               |                           | 500,000   | 2,569,957   |
| 平成45年度 |               |                           | 500,000   | 2,069,957   |
| 平成46年度 |               |                           | 500,000   | 1,569,957   |
| 平成47年度 |               |                           | 500,000   | 1,069,957   |
| 平成48年度 |               |                           | 500,000   | 569,957     |
| 平成49年度 |               |                           | 569,957   | 0           |
| 合計     | 4,154,680     | 2,000,000                 | 9,069,957 | 0           |

山梨県土地開発公社

1 - (2)

米倉山ニュータウンの用地取得事業において、用地費、補償費等が平成2年度から平成5年度までに7,059百万円かかっているが、これに伴う人件費が資産に一切計上されていない。反面、地区拠点工業団地においては、用地費、補償費等が平成5年度から平成12年度までに1,056百万円かかりほぼ終了し、そこまでの人件費は資産に32百万円計上されているが、用地費、補償費等平成13年度から平成19年度までに一切かかっていないのに人件費を119百万円資産に計上している。土地造成事業における人件費の資産計上に適正性を欠く処理がみられる。

公社経営の透明化、原価管理の適正化を図るため、平成13年3月6日付で「従来の収入基準を重視した諸経費の配分方法を、今後、事業の実態に見合った支出基準を基本とした配分方法にすることにより、諸経費の管理を明確化するものとする。」と定めた。

具体的には、

(1) 人件費配分について

① 公有地

事務費積上額を基本として実態に合った人数を計上

② 土地造成事業

事務費積上額(4%)を基本として未成土地の実態に合った人数を計上

(2) 経費配分について

① 各事業(公有地、土地造成)に係る直接費は、事業毎に計上

② 公社事務所経費については、付帯事業原価に計上

③ その他間接経費は、職員数に平均配分して計上



(2) 道路敷 65 筆のうち現在旧所有者名義となっているもの 21 筆は下記のとおりである。

| N1   | 契約者     | 土地の所在     | 契約年     | 道路敷 | 面積     |
|------|---------|-----------|---------|-----|--------|
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3428-2  | 道路敷 | 89.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3429-2  | 道路敷 | 19.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3432-2  | 道路敷 | 9.91   |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3443-2  | 道路敷 | 39.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3443-2  | 道路敷 | 13.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3448-2  | 道路敷 | 13.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3472-2  | 道路敷 | 16.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3519-2  | 道路敷 | 29.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山土井平 | 3742-2  | 道路敷 | 33.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3743-2  | 道路敷 | 66.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3749-4  | 道路敷 | 15.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3756-7  | 道路敷 | 39.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3756-8  | 道路敷 | 350.00 |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3763-2  | 道路敷 | 33.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3764-2  | 道路敷 | 76.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3768-9  | 道路敷 | 69.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3768-10 | 道路敷 | 138.00 |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山新林  | 3769-2  | 道路敷 | 52.00  |
| 8000 | 中道町 (未) | 甲府市下向山小生坂 | 3911-10 | 道路敷 | 76.00  |

山梨県土地開発公社

1 - (4)

山梨県土地開発公社には、平成 18 年 11 月 1 日民事再生手続開始決定がなされた株式会社に対しては、平成 20 年 3 月 31 日現在 582 百万円ある。この債権については、平成 19 年 8 月 24 日公社の債権 (別除権) の協定が 606 百万円ということとで締結され、平成 19 年 9 月 30 日 2 回で 29 回払いということに決まったが、別除権協定に基づく第 1 回平成 19 年 9 月 30 日分の弁済額 4 百万円については弁済されず、第 2 回平成 20 年 3 月末の弁済額 6 百万円については 50 万円が弁済された。この時点で回収可能性を検討して、  
 債権金額 - 担保評価額 - 回収可能見込額 = 回収不能見込額として貸倒引当金を検討すべきと考える。現在は破産手続開始決定がなされ、平成 20 年 10 月 30 日破産管財人とコネックス・インターネットとの間で営業譲渡契約が締結され、現在弁済額について協議中であるが、平成 21 年 5 月頃までに額が決定するのであれば貸倒損失を計上すべきである。最終的には、株式会社に対しては 3 億円を超える損失が想定される。

時価

| 別除権協定額  | 区画    | 未償還額   | 面積                       | 固定資産税率<br>価額17,600円<br>÷ 0.7×面積 | 底地割合50%<br>として評価額 |
|---|-------|--------|--------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 606百万円<br>〔未償還額571百万円<br>未償還約定利息22百万円<br>その他運賃損害金等〕 | D-3区画 | 70百万円  | 3,167.07 m <sup>2</sup>  | 80百万円                           | 40百万円             |
|   | D-2区画 | 184百万円 | 6,219.05 m <sup>2</sup>  | 156百万円                          | 78百万円             |
|   | D-1区画 | 317百万円 | 9,281.80 m <sup>2</sup>  | 238百万円                          | 116百万円            |
| 合計  |       | 571百万円 | 18,667.92 m <sup>2</sup> | 469百万円                          | 234百万円            |

上記の土地の上には第三者の建物が建っているため、土地の時価は借地権割合を除いた底地評価となる。

|         |         |       |               |
|---------|---------|-------|---------------|
| 債権額     | 担保評価額   | 回収見込額 | 貸倒引当金設定額      |
| 582 百万円 | 234 百万円 | × ×   | × × (348 百万円) |

その後、平成 20 年度になり、平成 20 年 6 月 30 日民事再生手続廃止決定、平成 20 年 7 月 25 日破産手続開始決定がなされた。

平成 20 年 10 月 30 日に破産管財人とコネックス・インターネットとの間で営業譲渡契約 (D-1、D-2 の土地建物) が担保権付きのまま締結された。現在破産管財人との間で弁済額について協議中であるが、平成 20 年度決算の決算手続中 (平成 21 年 5 月上旬) に確定したならば、債権金額と弁済額との差額について、貸倒損失として計上すべきである。

山梨県土地開発公社

1 - (5)

公有用地取得事業及び代行用地取得事業の費用収益対応について、収益の計上時期と原価の計上時期が対応していないケースが見られる。このため、収益の計上時期と原価の計上時期を対応させる必要がある。

公有用地取得事業及び代行用地取得事業について収益の計上時期と原価の計上時期が対応していないケースが下表の通り見られる。

| 公有用地取得事業               | 収益  |          | 原価  |             |
|------------------------|-----|----------|-----|-------------|
|                        | 計上期 | H18.3期   | 計上期 | H19.3期      |
| 富士河口湖町道の駅「かつやま」及び小海公園変 | 金額  | 263,865円 | 金額  | 他の諸経費とともに計上 |
| 更整備事業用地                |     |          |     |             |
| 代行用地取得事業               | 収益  |          |     |             |
| 田富北保育園駐車場整備用地          | 計上期 | H20.3期   | 計上期 | H21.3期予定    |
|                        | 金額  | 214,200円 | 金額  | 98,800円     |
| 旧田富町立第一保育園園庭及び駐車場用地    | 計上期 | H17.3期   | 計上期 | H18.3期      |
|                        | 金額  | 708,750円 | 金額  | 846,373円    |

上記の収益の計上時期と原価の計上時期が対応していない理由は、次の要因等に基づいたものである。

公有用地取得事業については、事業委託事務費の収益は用地購入時に収益計上し、用地費・補償費等の収益は用地引渡時に収益計上している。一方、対応する事業原価は事業委託事務費に係る費用も含めて用地引渡時に原価計上しているため、事業委託事務費に関して費用・収益の対応がされていない。事業委託事務費に関して費用・収益の対応を図るように原価計上を行うべきである。

代行用地取得事業については、次の通り費用収益計上している。

- ① 用地費～測量試験費は売却代金（債権）回収時に収益計上
  - ② 事業委託事務費収入は用地引渡時に収益計上
- また、原価についても対応する期に計上することとなっている。
- ① については期間対応するように適正に収益及び原価計上されていたが、②については失念等により収益に対応する原価が遅れて計上されているケースが見られた。

山梨県土地開発公社

1 - (6)

平成17年度の販売費及び一般管理費（経費）に計上している費用に過年度計上すべき費用が含まれている。前期損益修正的な支出であるため、事業外費用又は特別損益の勘定科目として支出内容を明らかにすべきである。

山梨県立博物館建設事業に係る測量業務（確定測量）に変更が生じたため、委託費の平成16年度未払費用計上額に誤りが生じ、当該変更契約に伴う差額分の費用計上が平成17年度に必要となった。しかしながら、当該事業の収益及び原価は平成16年度に計上済みであるため、平成17年度においては負担すべき事業収益が存在しないことから、販売費及び一般管理費（経費）に計上することとなった。本来前年度に計上すべき費用であり、過年度の確定損益を修正すべき費用であるから、事業外費用又は特別損益として勘定科目を明示の上損益計算書に計上すべきである。

当初契約額 12,810,000円（平成16年度未払費用計上額）  
 変更契約（増額） 1,678,950円（平成17年度の販売費及び一般管理費計上額）  
 支払額 14,488,950円

平成19年度末の事業未払金（用地費）に計上されている3件は昭和60年度以前のもので長期滞留している。従って、今後も継続するのであれば、一旦、雑収入に計上すべきである。

平成19年度末の事業未払金（用地費）には下記の3件が計上されている。  
 昭和48年度 212,382円（国道141号）  
 昭和49年度 96,000円（地方道長沢小淵沢線）  
 昭和60年度 231,000円（街路塩部町開国橋線）（注）  
 所有権移転登記完了後に地権者への用地費等の支払業務が通常行われるが、当該3件については地権者との所有権移転業務が未了のため、支払が行われず、長期に滞留している状況にある。今後も継続するのであれば、一旦、雑収入に計上することが必要である。  
 （注） 追跡調査の結果、20年12月末に支払済

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 修正仕訳  |         |         |
| 事業未払金 | 539,332 | 雑収入     |
|       |         | 539,332 |



販売費及び一般管理費（経費）の中に終了した事業（釜無工業団地）に対する経費支出が見られる。収益に結びつかない保守管理業務については、便益を受けている対象者に対し早急に事業の移管を行うべきである。

釜無工業団地に関する保守管理業務について下記の支出があった。

（平成 17 年度）

- ・ 釜無工業団地内除草作業委託料：30,100 円

（平成 18 年度）

- ・ 釜無工業団地内除草作業委託料：14,175 円
- ・ 排水等下水管マンホール起因事故に係る損害賠償金：981,690 円
- ・ 上記に伴う規制標識補修工事代：84,793 円
- ・ 上記に関連する下水管マンホール仮設敷鉄板工事代：226,800 円
- ・ 上記に関連する下水管マンホール蓋取替工事代：2,121,000 円

上記の支出は釜無工業団地内に道路、緑地等が残っているため保守管理業務が必要なためである。

また、上記工業用排水等下水管マンホールに起因する事故に伴う一連の支出は、釜無工業団地の排水処理施設（汚水管、マンホール等）は昭和町及び中央市に存在するが、各市町に当該施設の移管作業が行われていないため、マンホールに起因する自動車事故が生じたことから、公社へその責任の要請が来たことによるものである。

本来は釜無工業団地造成事業の中でこれら公益的な施設については、公社から各管理者へ移管の手續きが当初から行われているべきであるものと考える。現在、昭和町、南アルプス市、中央市等へ公益的施設の移管交渉を行っているところであるが、一層早急に事業の移管に努力すべきである。

各事業への人件費及び間接経費の配分が恣意的に行われている。

期末において各事業に人件費及び間接経費の再配分が行われているが、これら人件費等の配分は各人の作業従事量等の合理的配分基準に基づいて配分しているわけではなく、各事業の予算に合わせ配分している。配分に当たっては各事業の予算における収益に照応するように事業原価総額を算定し、当該原価総額から直接付加された原価を控除して配分されるべき各事業への人件費及び間接経費を算定している。現在は結果として予算に余裕のある事業へ人件費等を付け込んでいる状態である。本来は各事業に関与した担当者の実際の事業関与割合に応じて人件費及び間接経費の配分を行うべきである。その際に日報・月報等に基づいて各事業への従事量を集計し、人件費等を合理的に配分すべきである。

公有用地取得事業及び代行用地取得事業について

公有用地取得事業及び代行用地取得事業について、当該事業の収益は用地補償事業費（用地取得費及び補償費）及び造成事業費に対して一定の委託事務比率等を利用して算定されている。事務費率が固定されている現状では事業数量及び規模に応じて収益の確保が制限されている。したがって、ある程度事業が多くないと、人件費等の固定費を回収することは困難であり、赤字が継続してしまふ可能性がある。今後も一定量の事業の確保が必要となる。

(財)山梨総合研究所

2- (1)

(財)山梨総合研究所の一般会計を収益事業と非収益事業に分け、収益事業に係る部分について税務申告を行っている。  
この収益事業の収益・費用の計上過程で費用が5,397,251円過大に計上されていた。税務申告書の修正が必要と考える。

(財)山梨総合研究所の一般会計を下記のように、収益事業と非収益事業に分けて計算している。

| 科 目             | 合 計         | 収益事業       | 非収益事業      |
|-----------------|-------------|------------|------------|
| I 一般正味財産増減の部    |             |            |            |
| 1. 経常増減の部       |             |            |            |
| 経常収益            |             |            |            |
| 事業収益            | 110,891,121 | 85,386,797 | 25,504,324 |
| 経常収益計 (A)       | 110,891,121 | 85,386,797 | 25,504,324 |
| 経常費用            |             |            |            |
| 受託事業費           | 24,856,109  | 21,286,176 | 3,619,933  |
| 管理費             |             |            |            |
| 事業間振替           | 0           | 5,397,251  | 5,397,251  |
| 経常費用計 (B)       | 24,856,109  | 26,683,427 | 9,017,184  |
| 当期経常増減額 (A)-(B) | 114,566,163 | 96,589,761 | 18,026,402 |
| 2. 経常外増減の部      |             |            |            |
| 当期経常外増減額        | 389,816     | 210,184    | 600,000    |
| 当期一般正味財産増減額     | 3,285,226   | 11,413,145 | 8,127,922  |

この金額を基に法人税の申告を行っている。

★印より上の段階で経常費用について、すべての科目を収益事業と非収益事業の費用に割振りが行われている。このため事業間振替として再度費用を非収益事業から収益事業に振替えるものはない。

事業間振替の内容を会計伝票及び事実関係資料で確認したところ、本支店会計における本店勘定、支店勘定と同様のものであり、本支店間の資金の振替・費用の付替えを行ったものを事業間振替として処理していた。

従って、一般的には貸借対照表上の本店勘定、支店勘定で貸借それぞれ反対側に発生し、最終決算報告書で相殺しても問題となるものではない。上記の★が示す当該部分を損益計算書で処理し、非収益事業から収益事業に費用を振替えるのは間違いである。

(財)山梨総合研究所

2- (2)

(財)山梨総合研究所の職場環境の改善が必要と考える。

①水道水は鉄錆等により飲料としては利用できない。②6Fは大雨時には雨漏りがする。③外の避難階段はあるが、最終的には地下に連絡され外に避難することが現状では困難である。④空調設備が古く、ダクトから一部又ス状のものが出てくる時があり、またクリーニングしても取替用のフィルターが劣化しており、取替品がない等長期間勤務すると健康を害する問題が考えられる。⑤消火器の詰替えも一部おこなわれているが、6Fで2個、5Fで2個は平成13年4月24日に詰替えたものである。⑥ほとんど日が当たらない等の問題を抱えている。

現状、5F、6Fをあわせて106坪貸借し、平成19年度より家賃も引下げが行われたが、それでも年間8,745千円の家賃を支払っている。

今後の方向性として (A) 職場環境の改善を現状の場所で家主に積極的に働きかける。(B) 当法人は、経費の削減と職場環境の改善を考慮し、事務所の移転を含めて検討する必要がある。

(財)山梨総合研究所の立地場所は、山梨県庁の西側に位置し、6階建てビルの5階・6階を使用している。1階・2階は居酒屋であり、3階・4階は空テナントとなっている。当該ビルは、築後45年前後経過しており、各種設備の老朽化が目立ってきており、5階・6階で仕事をしている職員の職場環境が望ましい状態ではない。

一方、現在の甲府市内の地面は下落の一途をたどり、ここ2～3年値下がりがあり鈍化してきている状態であり、また空テナントが相当数ある。

このような状況下で当法人は、賃料を年間8,745千円支払っている団体であることを考える等事務所の移転またはリフォームを含め職員に仕事をしやすい職場環境を整え、他方で賃料の支払経費を削減することも十分検討していくことが重要である。

- (1) 償却資産税の申告が甲府市に行われていない。現在、賃借物件の中に内部造作をした額が、取得価額ベースで4,264,900円、また什器備品が取得価額ベースで20,862,717円あるので、正しい申告が必要である。
- (2) 財務諸表の注記で、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することになっているが、帳簿価額が時価と同額で計上され、時価が開示されていなかった。実際は評価損益が3,190,000円発生していた。
- (3) 基本財産として計上されている投資有価証券525百万円を現在一般正味財産の区分に計上しているが、公益法人会計基準に関する実務指針(その2)平成18年4月13日日本公認会計士協会Q6によると、指定正味財産の区分に計上するよう要求している。

(1) (財)山梨総合研究所は、平成10年設立当初、賃借物件の建物にパーテーション工事を行い建物附属設備として計上し、その後も2回パーテーション工事を行い、取得価額総額では4,264,900円となる。また、什器備品もプロジェクター、パソコン等取得価額総額が20,862,717円もあるので、甲府市に申告する必要がある。免税点は、課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円未満の場合は課税されない。

(2) 財務諸表の注記で、下記のものの時価を適正に開示すべきである。現状は、時価の欄が帳簿価額と同額となっているため、下記のように修正すべきである。

財務諸表の注記

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

| 科目                | 帳簿価額        | 時 価         | 評価損益        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第539回東京電力株式会社債    | 300,000,000 | 302,520,000 | 2,520,000   |
| 名古屋市地方債第12回つろみ公募債 | 25,000,000  | 25,350,000  | 350,000     |
| 第48回三井物産社債        | 100,000,000 | 97,710,000  | △ 2,290,000 |
| 第14回イオン株式会社債      | 100,000,000 | 102,610,000 | 2,610,000   |
|                   | 525,000,000 | 528,190,000 | 3,190,000   |

(3) 基本財産として計上されている投資有価証券525百万円について、一般正味財産の部に計上しているが、公益法人会計基準に関する実務指針(そ

の2)平成18年4月13日日本公認会計士協会Q6では次のように記載されている。

財団法人等において法人の設立時に基本財産としている場合は、設立時の寄付者等の意見を考慮して基本財産としたことが想定される。基本財産については、いつ、どのような経緯により基本財産とされたかを調べる必要があるが、経緯や財源が分からない場合は、少なくとも基本財産としたのが設立時なのか設立後なのかを明らかにし、設立時に基本財産としたものについては、その金額を指定正味財産にすることが適当である。

なお、調査手続きの結果、指定正味財産になると判断した場合には、その旨及び根拠を文書化し、適切な一定の機関で承認を受けておく必要がある。

(財)山梨総合研究所

2- (4)

(財)山梨総合研究所の諸規程の整備状況は、おおむね妥当であるが諸規程の運用状況について、規程に準拠しないで運用されているところが下記(1)～(8)までであるので、今後改善する必要がある。

- (1) 定款第 12 条違反、登記すべき事項の変更が行われていなかったが、平成 20 年 12 月 1 日以降職権抹消されることとなった。第 39 条違反、理事等の履歴書が備えていない。
- (2) 賛助会員規約第 3 条に準拠せず、一社について一般会員を維持会員として取り扱っている。
- (3) 公印規程第 7 条で管理者は、別記様式の公印台帳を備え、公印の新調、改刻又は廃止のあった都度必ず必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。とあるが、公印台帳が備えていない。
- (4) 文書規程第 6 条で文書保存台帳を備えることになっているが、備え付けていない。
- (5) 契約職員就業規則第 4 条で採用時健康診断書を提出してもらうことになっているが提出されていない。
- (6) 給与規程 3 条で理事長及び常勤役員の報酬の額は、予算の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が定めることになっている。この件について収支予算書の承認を受けたので、特別に理事会の承認はとっていないとのことであるが、役員報酬については、お手盛り防止等の趣旨から理事会で個別に承認をとることが望ましい。
- (7) ① 会計処理規程第 8 条会計帳簿の補助簿として、会費台帳を作成することになっているが、現状は作成されていない。  
 ② 第 22 条出納責任者は、残高現金を毎日出納簿の残高と照合しなければならぬとあるが、今まで行われたことがない。  
 ③ 第 27 条固定資産とは、耐用年数 1 年以上で、かつ、取得価額が 20 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。とあるが、実際の運用は、取得価額 10 万円以上となっている。→ 規程の改正が必要と考える。  
 ④ 第 31 条は、物品について定義しているのみで、規程の整備上問題がある。第 31 条物品とは、取得価額が 20 万円未満の資産で、次の各号のものをいう。  
 (1) 備品 取得価額が 1 万円以上で、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの  
 (2) 消耗品 備品以外のもの

本来は、上記第 31 条の次に次ページの規程が必要と考える。

(物品の管理)  
 第 32 条 物品の受払いについては、備品出納簿(備品原簿)及び金券類出納簿を設け、残高を明確にしなければならない。  
 (物品の現物棚卸し)  
 第 33 条 物品は毎会計年度末において、現物棚卸しを実施し、備品出納簿(備品原簿)及び金券類出納簿と照合しなければならない。

(8) 事務委任決裁規程 第 5 条理事長の決裁事項の中に 1 件 2,000 万円以上の契約の締結及び変更に関することがある。  
 この件につき、契約の締結ではないが、「平成 19 年度財団法人山梨総合研究所運営費補助金変更交付申請について(伺い)」は、2,000 万円を超えるものの決裁で理事長抜きで行われているが、当法人にとって重要な案件であるため、理事長の決裁を受けておくことが望ましい。

(財)山梨総合研究所

2- (5)

笛吹市通学区の設定・変更にかかると調査業務については進行基準で収益を計上しているが、進捗度の見積りが根拠資料なしで行われていた。根拠資料に基づいて進捗率を見積り、適切な収益を計上すべきである。

笛吹市通学区の設定・変更にかかると調査業務は5,700,527円(税抜5,429,075円)で笛吹市と契約を結んでいる。当該契約は当初平成18年度で終了する予定であったが、途中で業務の追加があったため平成19年の8月末に延長したものである。

その結果平成18年度と19年度の2期にまたがったため、平成18年度に大まかな進捗率が80%であるという理由で5,429,075円の80%の4,343,260円を平成18年度の収益として計上している。

本来進行基準では、適正な進捗率を見積って、当該進捗率に基づいて収益を計上しなければならない。

ちなみに平成18年度の直接経費は下記の通り1,954,100円であり、積算書の直接経費2,475,700円からすれば平成18年度の進捗率は79%である。本件に関してはたまたま大きな誤差はなかったが、進行基準により収益を計上する場合には、根拠資料に基づいて適正な進捗率を見積もって計算した進捗率を使うべきである。

|       | 平成18年度実績  | 積算        |
|-------|-----------|-----------|
| 通信費   | 425,487   |           |
| 図書費   | 21,801    |           |
| 消耗品費  | 14,962    |           |
| 印刷費   | 514,250   |           |
| 租税公課  | 2,600     |           |
| 雑給料   | 325,000   |           |
| 外部委託費 | 650,000   |           |
| 計     | 1,954,100 | 2,475,700 |

(財)山梨総合研究所

2- (6)

平成19年度の忍野村の第5次忍野村総合計画の中の小中学校画集データ作成業務157,500円については平成19年度に業務が終了し、3月31日に請求し、19年度の収益に計上されている他の受託事業と同じ日に入金されているにも関わらず、平成19年度の収益として計上されていない。従って今後収益は適正な時点で計上する必要がある。

当該業務については、「総合計画の村議会の議決が当初平成20年3月議会であったものが、4月臨時議会もしくは6月定例議会になったため、総合計画書・概要版印刷製本業務2,352,000円について製本の期間を考慮すると、契約期限までの納品が難しくなったため、減額契約をして、平成20年度の新規事業として契約し直すこととなった」とのことから、類似の業務である小中学校画集データ作成業務も平成20年度の収益として計上されている。

当該業務に関しては、契約書を交わしての契約ではなく、注文書による受託業務であり、実際に平成19年度中に業務が終了し、3月31日付けで請求し、19年度の収益に計上されている他の受託事業と同じ日に入金されているのであるから、忍野村の村議会の状況にかかわらず、平成19年度の収益として計上すべきである。

平成19年度の100万円以上の受託業務27件の証憑を調査したところ、中央市総合計画策定支援業務の1件をのぞいて、発注者の検収書26件が徴求されていないかった。

すべての案件について、請求書通りの入金は行われていたものの、検収した日付は収益計上時点の判断基準となるものである。それゆえ、相手方の検収書を徴求する必要がある。

(財)やまなし文化学習協会

3- (1)

山梨県立県民文化ホールの消防用設備（自動火災報知設備・誘導灯等）に多数の不良箇所が平成18年6月以降あるが、現在修繕されないまま今日に至っている。仮に、ホール内で大火災が発生し、死傷者が5人生じた場合、現在加入している施設賠償責任保険では、指定管理者に重大な瑕疵があるものとして保険金が支払われないうことも状況によっては考えられる。また指定管理者は、当該損害賠償金を全額支払うことは困難となり、事業継続ができないことも想定される。従って、早急に消防用設備の不良箇所をすべて修繕することが必要である。

山梨県立県民文化ホールの消防用設備等点検結果表をみると次のようになっており、これが平成18年6月以降継続している。

| 設備名                   | 判定  | 点検結果   |  |
|-----------------------|---|--|--|
|                       |   | 不良内容   |  |
| 自動火災報知設備              | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | 感知器感度不良 1個<br>バッテリー不良 1個<br>地区ベル不動作 19個<br>バッテリー不良 19個 |  |
| 誘導灯及び誘導標識             | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | 誘導灯フロッタ不良 1個<br>誘導標識無し 2枚                              |  |
| 排煙設備                  | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | フイヤー切れ 1箇所<br>手動起動装置故障 1台                              |  |
| 非常電源<br>(自家発電設備)      | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | NO.6シンターより油漏れ  |  |
| 非常電源<br>(蓄電池設備・ハロゲン用) | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | 端子部腐食<br>触媒交換期限超過                                      |  |
| 非難器具 (緩降器)            | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | 支持部格納箱下部腐食   |  |
| 消火器具                  | 良・ <input checked="" type="checkbox"/> 不良 | 消火器ボックス不良  |  |

(財) やまなし文化学習協会が加入している全国公立文化施設賠償責任保険Q&Aによると次のように記載されている

質問：施設の老朽化が原因で事故が発生した場合、施設賠償責任保険の対象になりますか。

回答：老朽化を原因とする事故については、保険の対象となりません。ただし、老朽化に対して十分なメンテナンスを行った上で、老朽化以外の原因が明らかになった場合や、老朽化、劣化を所有者、管理者が認識しておらず、且つ故意に放置したものでなければお支払いの対象となります。

電気設備定期検査結果は次のとおりである。

| 実施項目     | 総 合 評 価   |
|----------|---|
| 保護継電器試験  | 発電基盤不足電圧継電器 (2T) の最大動作値及び動作時間が基準外です。交換をお奨めします。<br>発電基盤地絡継電器 (5IG) の復帰ボタンが振動で飛び出します。   |
| 低圧絶縁抵抗測定 | B1F 空調機室 湧水ポンプ(No.1) 絶縁劣化しています。(30MΩ)<br>2P-4 管理事務所バッテリー (送風) 0.7MΩ注意が必要です。<br>1L-8 非常灯回路 2F・3FDC 灯 絶縁不良です。現在配線を外し原因を調査中です。 |
| 発電設備試験   | 6番シンターより油漏れあり。  |

貯水槽 (受水槽、高架水槽) 点検結果 H19.7.13 は次のとおりである。

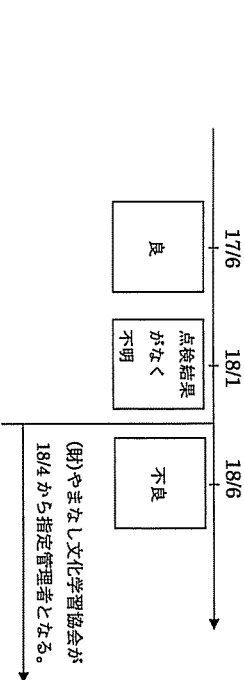
|      |  |
|------|--|
| 受水槽  | 減菌装置自動運転不可、調査が必要です。  |
| 高架水槽 | No.1・2給水 (吐出) 連結管止水弁 (バタフライ弁) 閉止不良の為バルブ交換の必要あり。<br>No.1側にマンホール (蓋枠) に一部破損があります。<br>No.1 側 電極棒の故障、給水の発停ができません。調査が必要です。<br>現状は、電極制御は No.2 にしてありますので、発停には問題ありません。 |

空気環境点検結果

| 点検事項                           | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |
|--------------------------------|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
|                                | 1                          | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 冷却管 給水バルブ・ホールディング機能の異状、腐食、取付状態 |                            |   |   | ○ |   |   | ○ |   | ○ | ○  | ×  |    |
| 給・排気FMV ヴェンチレート                | ゆるみ、摩耗の状態                  |   |   |   |   | × |   |   | × |    |    |    |
| ボイラ                            | 水漏れ                        |   |   |   |   | × |   |   |   |    |    |    |
| 給・排気FMV 軸受                     |                            |   |   |   |   |   |   |   |   | ×  |    |    |

★山梨県立県民文化ホールの消防用設備の修繕を山梨県が行うのか、それとも指定管理者が行うのかの見解の相違

山梨県立県民文化ホールの管理運営に関する基本協定書 第13条施設等の修繕等では1件につき60万円未満の修繕は指定管理者が行うものとされている。



② 60万円未満の修繕については、指定管理者が行うことになってはいるが、現在消防用設備の修繕費は113万円程かかる見算が出てはいる。山梨県では、消防用設備の個々の修繕は60万円未満なので指定管理者が行うべきだとしているのに対し、指定管理者は同一の消防用設備の修繕は総額で判断し、山梨県の負担と考えている。

③ 消防用設備不良の時点が18/1から既に発生しているのであれば、修繕費は山梨県が負担し、18/6以降不良であれば修繕費の総額が60万円を超えているとしても、個々の修繕費は60万円以下のため指定管理者が負担すべきものと考え。県民にとっては、修繕費を山梨県が負担しようとする指定管理者が負担しようとするとは関係なく、施設の不備を承知で放置した災害(人災)とならないように、また、県民に安全な施設提供が出来るよう十分な管理をしていただきたい。

★★毎年点検結果を提出しているにも関わらず、不良箇所が放置され続けている現状は、消防法の罰則規定および運用にも不備があるためと言わざるを得ない。

消防法における命令・罰則(抜粋)

| 消防法条項     | 命令・義務等                 | 罰 則          |  |
|-----------|------------------------|--------------|--|
|           |                        | 規定違反(重罰)     | 命令違反                                   |
| 第8条第4項    | 防火管理業務措置命令<br>法人に対する罰則 |              | 懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)<br>罰金3,000万円以下 |
| 第17条の3第2  | 消防用設備の設置届出             | 罰則30万円以下又は拘留 |  |
| 第17条の3第3  | 消防用設備等の点検報告            | 罰則30万円以下又は拘留 |  |
| 第17条の4第1項 | 消防設備等の設置命令             |              | 懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)<br>罰金3,000万円以下 |
|           | 法人に対する罰則               |              | 罰金30万円以下又は拘留                           |
|           | 消防設備等の維持命令<br>法人に対する罰則 |              | 罰金30万円以下                               |

消防法では上記のような罰則規定があるが、点検報告を提出し点検結果に不備があり、しかも何年も改善されず放置されているにも関わらず、そのことに対しては何も罰則規定がない。

近年では44人の死者を出した2001年の新宿歌舞伎町のビル火災後に、①違反是正の徹底、②防火管理の徹底、③避難・安全基準の強化が図られたが、2008年10月の大阪市の火災でも消防法違反があったために被害が拡大し16人の死者が出た。この事件を受けて国土交通省と総務省消防庁が全国で事業者の実態調査を実施しているが、調査対象の半数以上に消防法違反や建築基準法違反が見つかった。業態によっては87%に消防法違反がある等、施設管理者の防災に対する意識は依然として低い。

利用者が不特定多数の山梨県立県民文化ホールでは災害時の被害は、甚大なものになる可能性があるため、防災に対する指定管理者の意識改革および安全性に対する管理体制の整備を早急に進めたい。

(財)やまなし文化学習協会

3- (2)

甲斐市双葉ふれあい文化館は平成20年4月1日から(財)やまなし文化学習協会が指定管理者となって管理運営を行っている。甲斐市双葉ふれあい文化館も消防用設備(消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯、非常灯)が平成20年9月17日現在不良となっているため、万一火災に見まわれた場合、現状の施設賠償責任保険では保険金が支払われな

いものと考え、従って、早急に消防用設備の不良箇所を修繕することが必要である。

甲斐市双葉ふれあい文化館 (平成20年9月17日点検結果)

| 消防用設備の種類と点検結果  | × | ○ | △ | ○ | × |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 消火器具           | × |   |   |   |   |
| 屋内消火栓設備        | × |   |   |   |   |
| 屋外消火栓設備        |   |   |   |   |   |
| スプリンクラー設備      |   |   |   |   |   |
| 水噴霧消火設備        |   |   |   |   |   |
| 動力消防ポンプ設備      |   |   |   |   |   |
| 泡消火設備          |   |   |   |   |   |
| 二酸化炭素消火設備      |   |   |   |   |   |
| ハロゲン化物消火設備     |   |   |   |   |   |
| 粉末消火設備         |   |   |   |   |   |
| 自動火災報知設備       |   |   |   |   |   |
| ガス漏れ火災警報設備     |   |   |   |   |   |
| 消防隊へ通報する火災報知設備 |   |   |   |   |   |
| 無線通信補助設備       |   |   |   |   |   |
| 非常電源専用受電設備     |   |   |   |   |   |
| 自家発電設備         |   |   |   |   |   |
| 音電池設備          |   |   |   |   |   |
| 防火設備           |   |   |   |   |   |
| 避難器具           |   |   |   |   |   |
| 消防用水           |   |   |   |   |   |
| 消火設備           |   |   |   |   |   |
| 連結放水管          |   |   |   |   |   |
| 非常コンセント設備      |   |   |   |   |   |

★甲斐市双葉ふれあい文化館の消防用設備等の修繕を甲斐市が行うのかそれとも指定管理者が行うのかの判断指針

甲斐市双葉ふれあい文化館の管理に関する基本協定書 第15条管理施設の修繕等では、1件につき20万円未満の修繕は、指定管理者が行うものとされている。しかし、上記消防用設備等の点検結果の不良は調査の結果、平成20年3月を経過した4月以降発生したもので、1件20万円未満ならば指定管理者が修繕を行い20万円以上ならば甲斐市が負担することになると考え、いずれにしても、県民、市民に安全な施設の提供を継続して行う必要があるので、早急に消防用設備の不良箇所を修繕することが重要である。

(財)やまなし文化学習協会

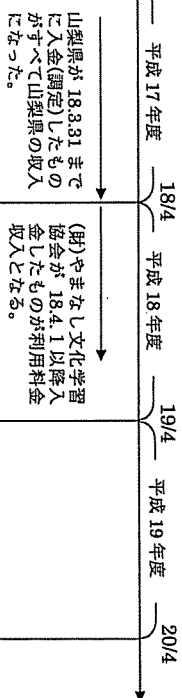
3- (3)

(財)やまなし文化学習協会は平成18年4月1日より山梨県立県民文化ホール指定管理者となった。その時に平成18年4月1日以降当該ホールを使用する使用料は、平成18年3月31日までに入金した現金140万円が山梨県の収入となっている。

問題点1 指定管理者が既に平成21年3月時点で変更になった場合も、平成21年3月時点までの入金(財)やまなし文化学習協会の収入としてよいことになっている。従って、指定管理者が変更になる事業年度においては、営業活動を積極的に、翌事業年度開催されるホール使用料を平成21年3月までにどんどん入金(前受金)を増やそうとするため、指定管理者制度の適正な運用が阻害される可能性がある。そこで前受金は精算することが必要と考える。

問題点2 (財)やまなし文化学習協会が、翌事業年度にホール使用することを当該事業年度中に現金を入金(前受金)しても、すべて利用料収入として計上し、前受金処理をしていないため法人税等が平成18年度191万円、平成19年度41万円過大に精付されている。

次年度利用に伴う、当事業年度入金を前受金処理しないことによる法人税等の過払額 平成18年度 18/4 平成19年度 19/4 平成20年度 20/4



(注) 詳細は別紙

| H18 過大納税額 191万円  | H19 過大納税額 41万円   |
|--|--|
| 課税所得が5,325,550円減少するため法人税等が次のとおり少くなる。<br>法人税 1,171,500円 (5,325,000円×22%)<br>法人県民税 58,500円 (1,171,500円×5%)<br>法人市民税 172,200円 (1,171,500円×14.7%)<br>法人事業税 511,200円 (5,325,000円×9.6%)<br>合計 1,913,400円 | 5,325,550円-6,477,760円=▲1,152,210円<br>課税所得が1,152,210円減少するため法人税等が次のとおり少くなる。<br>法人税 253,400円 (1,152,000円×22%)<br>法人県民税 12,600円 (253,400円×5%)<br>法人市民税 37,200円 (253,400円×14.7%)<br>法人事業税 110,500円 (1,152,000円×9.6%)<br>合計 413,700円 |





(財)やまなし文化学習協会

3- (5)

平成18年度において役員報酬について、定期同額給与で支払が行われておらず、このため4月から9月までの270,100円の給与を超える額は役員報酬とみなされないで損金(費用)として認められない。また、事前確定届出給与に関する届出書を提出しないで役員賞与を支払っているため、役員賞与は損金として認められない。この結果、法人税等の納付不足が284,100円発生している。

役員報酬の支払状況は、次のとおりである。

| 18年4月   | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 10月     | 11月     | 12月     | 19年1月   | 2月      | 3月      |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 270,100 | 270,100 | 270,100 | 270,100 | 270,100 | 270,100 | 561,404 | 336,040 | 336,040 | 336,040 | 336,040 | 336,040 |
|         |         |         |         |         |         | 170,276 |         |         |         |         |         |

(単位:円)

の合計は、 561,404円-270,100円=291,304円(10月)  
 (336,040円-270,100円)×5ヶ月=329,700円  
 平成18年6月の期末勤怠手当額 170,276円  
791,280円

損金算入が認められない役員報酬および役員賞与が合計で791,280円であり、法人税等納付不足額は、次のように計算される。

|       |                  |   |                     |
|-------|------------------|---|---------------------|
| 法人税   | 791,000円 × 22.0% | = | 174,000円 (100円未満切捨) |
| 法人県民税 | 174,000円 × 5.0%  | = | 8,700円 (100円未満切捨)   |
| 法人事業税 | 791,000円 × 9.6%  | = | 75,900円 (100円未満切捨)  |
| 法人市民税 | 174,000円 × 14.7% | = | 25,500円 (100円未満切捨)  |
| 合計    |                  |   | <u>284,100円</u>     |

(財)やまなし文化学習協会

3- (6)

山梨県立県民文化ホール設置および管理条例第10条において、利用料金に端数がある場合の取扱いが、平成18年4月1日から不明となっている。利用料金の端数について、基本協定書・事業計画書などで明確にすべきである。

旧条例第10条 (使用料)

使用者は、別表第1に定める額(学校の教育活動又は福祉の事業で規則で定めるもの)のために使用する場合は、別表第2に定める額)の使用料を前納しなければならぬ。

別表第1 備考4

使用料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2 備考

別表第1の備考1から4までの規定は、別表第2の表について準用する。

新条例第10条 (利用料金)

1. 施設 別表第1に定める額
  2. 施設 (学校の教育活動又は福祉の事業であって、入場料金を徴しないもの) 別表第2に定める額
- 新条例の別表第1、別表第2の備考には利用料金に××未満の端数があるときは、その端数をどうするかについての取扱いが定められていない。

具体的例で示すと次のとおりである。

| 施設区分 | 入場料金を徴収する場合 |                                | 利用料金                      |
|------|-------------|--------------------------------|---------------------------|
|      | 午後6時~午後10時  | 割増率                            |                           |
| 大ホール | 102,270円    | 入場料金3,000円以上<br>5,000円未満の割増率7割 | 102,270円×1.7<br>=173,859円 |

この端数金額の取扱いが不明となっている。  
 条例は、指定管理者制度導入時に料金の上限を定めることとして、改正されていることであるが、そうであるならば県と指定管理者間で取りかわす基本協定書・事業計画書などで端数処理について明確にする必要がある。

(財)やまなし文化学習協会では、山梨県立県民文化ホールで使用する平成19年度の電力供給の指名競争入札を一般電気事業者であるA社と特定規模電気事業者(新規参入者、いわゆるPPSと呼ばれる事業者)4社の合計5社を対象に実施した。その結果、平成19年度の電気料金の削減率は13.8%、額にして年間500万円以上が削減された。

電気料金の削減は経費削減という直接的な効果と同時にCO2削減による地球環境の温暖化防止にも貢献できる為、関連施設のイメージ向上にも繋がる取り組みである。経費削減に確実に役立つとは言い切れないが、他の団体等でも検討してみる価値はあると考える。

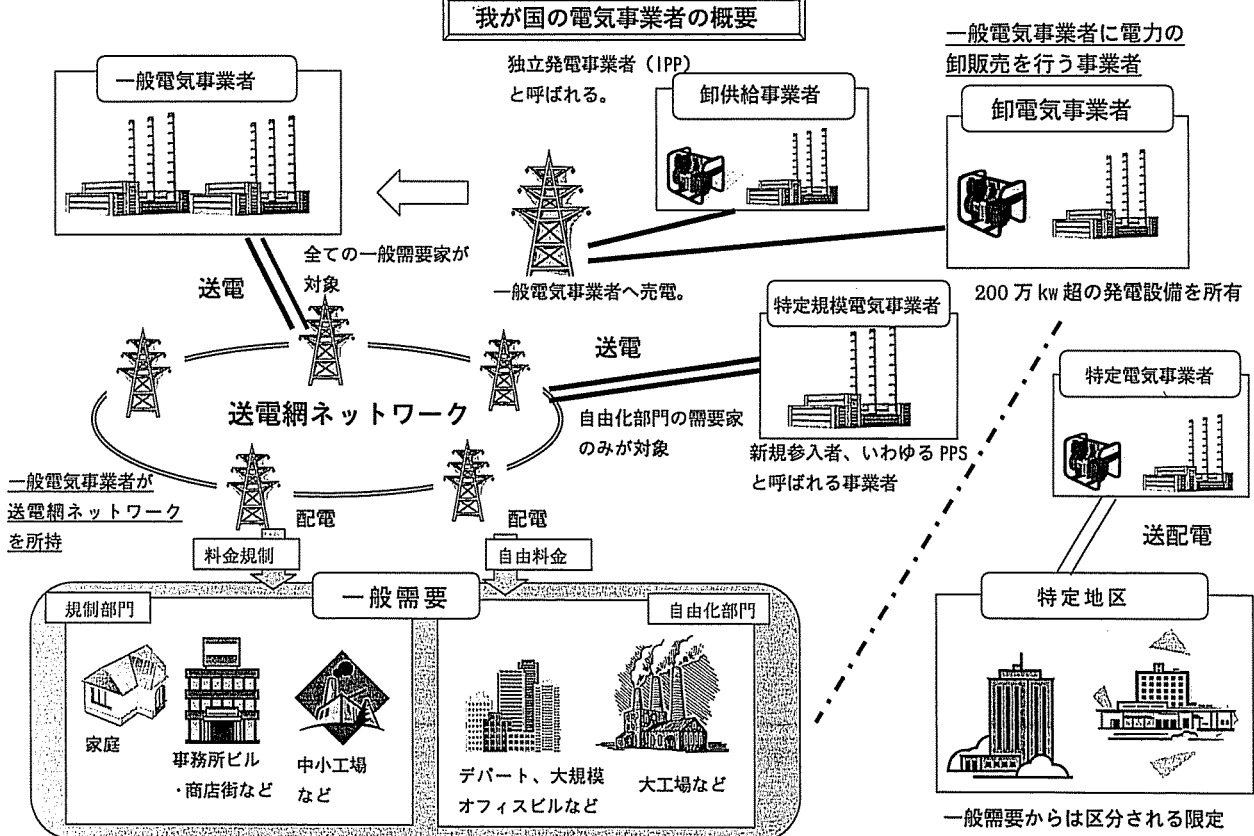
(1) 新規事業者との契約に至るまでの流れ

- ① 既存の電力供給契約先のA社と特定規模電気事業者(別紙：我が国の電気事業者の概要)で新規の電力供給契約先となりうる候補23社(別紙：特定規模電気事業者連絡先一覧表)から供給区域等の条件に見合う10社をピックアップし、①仕様書、②年間電気料金の内訳書(計算書)の様式、③入札の心得を平成18年度12月中旬に送付し、指名競争入札の意向を示した。
- ④ 入札は、①入札書、②年間電気料金の内訳書(計算書)、③委任状、④電気託送確約書、⑤安定供給証明書を添付の上19年度1月中旬に実施した。
- ⑥ 既存の電力供給契約先のA社と特定規模電気事業者4社(6社は入札辞退)の合計5社による指名競争入札の結果、第一回入札で最も入札価格が低廉であったB社が落札し、電力供給の業務契約締結に至る。

(2) 電気料金の年度別推移

| 電力供給契約事業者    | 平成17年度       | 平成18年度       | 平成19年度       |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 予定使用電力量      | A社           | A社           | B社           |
| 予定価格         | 48,000,000円  | 38,400,000円  | 1,600,000KWh |
| 契約年間電気料金     |              |              | 35,511,000円  |
| 実際使用電力量      |              |              | 31,536,570円  |
| 実際支払電気料金     | 1,432,320KWh | 1,682,128KWh | 1,531,076KWh |
| A社の場合の予定電気料金 | 36,605,493円  | 39,582,090円  | 33,022,371円  |
| 実際電気料金削減効果   |              |              | 円            |

我が国の電気事業者の概要



特定規模電気事業者連絡先一覧表

| 特定規模電気事業者名            | 所在地                    | 担当部署               | TEL          | FAX          | お問合わせ  | 事業開始予定年月日  | 供給区域(予定会)                   |
|-----------------------|------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------|------------|-----------------------------|
| ダイヤモンドパワー株式会社         | 東京都品川区東品川2丁目2番20号      | 営業グループ             | 03-6716-1326 | 03-6716-1323 | ホームページ | 平成12年8月1日  | 東京・中部・関西                    |
| 丸紅株式会社                | 東京都千代田区大手町1丁目4番2号      | 国内電力プロジェクトチーム      | 03-3282-9398 | 03-3282-9309 | メール    | 平成14年7月1日  | 全国                          |
| イーレックス株式会社            | 東京都中央区日本橋本石町3丁目3番地14号  | 営業部                | 03-9243-1118 | 03-3271-8490 | ホームページ | 平成13年3月1日  | 東京・九州                       |
| 新日本製鐵株式会社             | 東京都千代田区大手町2丁目6番3号      | エネルギーソリューション事業センター | 03-3276-0852 | 03-3276-0773 | メール    | 平成13年4月1日  | 東京・九州                       |
| 株式会社エネット              | 東京都港区芝公園1丁目8番12号       | 営業本部               | 03-6739-2234 | 03-6739-2236 | メール    | 平成13年4月1日  | 北海道・東北・東京・関西・中国             |
| サミットエナジー株式会社          | 東京都中央区晴海1丁目8番11号       | 営業部                | 03-5166-4492 | 03-5166-6271 | メール    | 平成13年4月1日  | 東北・東京・中部・関西                 |
| 大玉製紙株式会社              | 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号     | —                  | —            | —            | —      | 平成13年4月1日  | —                           |
| 株式会社サニックス             | 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号  | 苫小牧発電所運営管理部        | 0145-26-8811 | 0145-26-8866 | —      | 平成16年4月1日  | 北海道                         |
| 新日本石油株式会社             | 東京都港区西新橋1丁目3番12号       | エネルギーソリューション統括部    | 03-3602-9241 | 03-3602-9394 | —      | 平成16年7月1日  | 東京                          |
| 株式会社ジーティーエフ研究所        | 東京都港区新橋1丁目7番11号        | —                  | 03-3669-1616 | 03-3669-1617 | メール    | 平成16年3月18日 | —                           |
| 大阪ガス株式会社              | 大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号    | —                  | —            | —            | —      | 平成16年6月1日  | —                           |
| エネサーブ株式会社             | 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目6番9号  | 電力小売チーム            | 06-6241-6070 | 06-6241-7668 | メール    | 平成16年4月1日  | 全国                          |
| 株式会社ファーストエスコ          | 東京都中央区京橋2丁目0番2号        | 電力ビジネス部            | 03-3638-6872 | 03-3638-6266 | メール    | 平成18年1月16日 | —                           |
| 有限会社太陽光発電設備           | 大阪府八尾市宮町1丁目6番6号        | —                  | —            | —            | —      | 平成16年6月1日  | —                           |
| 光発電・グリーン電力販売機構        | 大阪府八尾市宮町1丁目6番6号        | —                  | —            | —            | —      | 平成16年12月1日 | —                           |
| スペクトルパワーデザイン株式会社      | 東京都千代田区永田町2丁目13番10号    | —                  | 03-3639-6731 | 03-3639-6740 | メール    | 平成17年4月1日  | 北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 |
| 松下電器産業株式会社            | 大阪府門真市大字門真1000番地       | 本社施設管理グループ         | 06-6908-1478 | 06-6906-4609 | —      | 平成17年4月1日  | 北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 |
| 王子製紙株式会社              | 東京都中央区銀座4-7-5          | —                  | —            | —            | —      | 平成17年1月1日  | —                           |
| 出光興産株式会社              | 東京都墨田区横綱1-6-1(担当部署所在地) | 事業部PPS事業チーム        | 03-3829-1435 | 03-3829-1448 | —      | 平成17年4月1日  | —                           |
| 株式会社極東エレテック           | 愛知県名古屋市中区島田3-608-1     | —                  | —            | —            | —      | 平成17年4月1日  | —                           |
| 三洋通信エンジニアリング株式会社      | 大阪府守口市京阪本通2-6-5        | —                  | —            | —            | —      | 平成18年4月1日  | —                           |
| エネソル株式会社              | 東京都港区北青山2丁目6番1号        | —                  | —            | —            | —      | 平成17年4月1日  | —                           |
| グイトーシステムインテグレーション株式会社 | 愛媛県新居浜市内町0丁目11-25      | 総務                 | 0897-32-3111 | 0897-32-7781 | メール    | 平成17年6月20日 | —                           |

(財)山梨県青少年協会

4-1(1)

フナタリウムソフト製作(中味はフィルム・スライド等)物について、現在、委託費として金額費用計上している。当該フナタリウムの所有権が山梨県にあるのか、(財)山梨県青少年協会にあるのかについて、基本協定書からは判断できないが、仮に当該財団のものとする場合は備品として固定資産に計上し耐用年数2年で償却すべきと考える。平成18年度取得分は4件で24,570,000円、平成19年度取得分は4件で24,570,000円である。課税所得に与える影響額は平成18年度19,696,251円、平成19年度7,422,189円、法人税等の支払不足額は、平成18年度7,090,500円、平成19年度2,671,900円である。

フナタリウムソフト製作の平成18年度、平成19年度の概要は次のとおりである。

| 業務内容                    | 題名          | 契約期間              | 委託料         | 放映期間              |
|-------------------------|-------------|-------------------|-------------|-------------------|
| フナタリウムソフト製作 宇宙はでっかいワイルド |             | H18.5.10~H18.7.15 | 6,195,000円  | H18.7.15~H19.1.8  |
| "                       | 夜空を切り取れ     | H18.10~H18.9.9    | 6,121,500円  | H18.9.9~H19.4.8   |
| "                       | 星月夜         | H18.12.5~H19.1.13 | 6,121,500円  | H19.1.13~H19.7.8  |
| "                       | どうしたの?冥王星   | H19.1.5~H19.3.31  | 6,132,000円  | H19.4.14~H19.9.2  |
|                         | 平成18年度合計    |                   | 24,570,000円 |                   |
|                         | 平成19年度合計    |                   | 24,570,000円 |                   |
|                         | 光がはじまる      | H19.4.1~H19.7.13  | 6,142,500円  | H19.7.14~H20.1.6  |
|                         | THE MOON    | H19.7.24~H19.9.7  | 6,142,500円  | H19.9.8~H20.4.6   |
|                         | 星つむぎの歌      | H19.9.19~H20.1.12 | 6,142,500円  | H20.1.13~H20.7.13 |
|                         | 超ミニニッポン星飛んだ | H20.1.30~H20.3.30 | 6,142,500円  | H20.4.12~H21.1.11 |

(財)山梨県青少年協会は、指定管理者として山梨県から山梨県立科学館の管理業務の委託金収入を352百万円もらっている。この中に上記のフナタリウムソフト制作費24百万円が含まれている。著作権については(財)山梨県青少年協会と併五藤光学研究所の共同制作業務のため、両者が均等に持ち合うことになっている。当該フナタリウムは、製作後一定期間の放映期間があるが、その放映期間終了後外部に貸出し、収入を得ることもある。製作のための委託金収入を県からもらい完成品が出来たとき、その所有権が山梨県にあるのか、指定管理者である(財)山梨県青少年協会にあるのかは、「山梨県立科学館の管理に関する協定書」では明確になっていない。

現状、フナタリウムソフト製作が山梨県の備品原簿(100万円以上は主要備品

(財)山梨県青少年協会

4- (2)

原簿)に記載されているのは、平成17年度までで、平成18年度以降指定管理者に依頼してからは、備品原簿には記載されていない。一方(財)山梨県青少年協会も備品としての認識はなかった。仮に協会に所有権があるとすれば、指定管理者からはすれども、それを他の団体に売却又は貸出すことにより、収益を得ても問題は無いのであるが、その点が基本協定書からでは判断できない状況である。

当財団の備品と仮定して正確な損益計算を行うと次のようになる。

| 平成18年度         | 平成19年度              | 平成20年度                   |
|----------------|---------------------|--------------------------|
| ① 宇宙はてっかいリサイクル | 6,195,000円×0.5×9/12 | =2,323,125円              |
| ② 夜空を切り取れ      | 6,121,500円×0.5×7/12 | =1,785,437円              |
| ③ 星月夜          | 6,121,500円×0.5×3/12 | =766,187円                |
| ④ どうしたの?冥王星    | 6,132,000円          | =                        |
| 資産計上漏れ額        | 24,570,000円         | 4,873,749円               |
| 資産計上漏れ額        | 24,570,000円         | - 4,873,749円=19,696,251円 |

| 平成19年度                      | 平成18年度                         | 平成19年度                             |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| ① 6,195,000円×0.5=3,097,500円 | 6,142,500円×0.5×9/12=2,303,437円 |                                    |
| ② 6,121,500円×0.5=3,060,750円 | 6,142,500円×0.5×7/12=1,791,562円 |                                    |
| ③ 6,121,500円×0.5=3,060,750円 | 6,142,500円×0.5×3/12=767,812円   |                                    |
| ④ 6,132,000円×0.5=3,066,000円 | 6,142,500円                     |                                    |
| 12,285,000円                 | 24,570,000円                    | 4,862,811円                         |
| ⑤ 光がはじまる                    | 6,142,500円×0.5×9/12=2,303,437円 |                                    |
| ⑥ THE MOON                  | 6,142,500円×0.5×7/12=1,791,562円 |                                    |
| ⑦ 星のつむぎ歌                    | 6,142,500円×0.5×3/12=767,812円   |                                    |
| ⑧ 超ミニミニ衛星飛んだ                | 6,142,500円                     |                                    |
| 24,570,000円                 | 24,570,000円                    | 4,862,811円                         |
| 資産計上漏れ額                     | 24,570,000円                    | -12,285,000円-4,862,811円=7,422,189円 |

平成18年度の法人税等への影響額  
 19,696,000円×実効税率36%=7,090,500円 (100円未満切捨て)  
 平成19年度の法人税等への影響額  
 7,422,000円×実効税率36%=2,671,900円 (100円未満切捨て)

厚生労働省からの平成19年度地域若者サポートステーション事業の契約額17,272,500円、実際精算額14,620,511円について、(1)国の補助事業費として精算した金額の中に、補助事業以外の経費(指定管理者固有の経費)が含まれていた。(2)講師に対する謝金を支払うとき、交通費も含めて現金で支払っている。この時、源泉徴収税額は交通費も含めて10%源泉徴収しなければならぬが、現状報酬のみに対して源泉徴収を行っているためは正が必要である。

(1)平成19年度地域若者サポートステーション事業の実施結果報告書の支払明細は次のように記載されている。

| 摘要             | 金額          |
|----------------|-------------|
| 1. 人件費計        | 12,573,026円 |
| 臨時雇賃金          | 12,146,980円 |
| 福利厚生費          | 426,046円    |
| 2. 活動事務費       | 1,168,010円  |
| 旅費             | 238,611円    |
| 消耗品費           | 324,754円    |
| 使用料・賃借料        | 338,552円    |
| 摘要             | 金額          |
| 3月31日 コピー用紙他   | 92,954円     |
| 3月31日 パソコンソフト他 | 75,962円     |

| 請求書 (納品日 20年3月27日) |            |        | 請求書 (納品日 20年3月30日) |         |         |         |            |        |         |         |        |
|--------------------|------------|--------|--------------------|---------|---------|---------|------------|--------|---------|---------|--------|
| No.                | 品名         | 数量     | 単価                 | 金額      | No.     | 品名      | 数量         | 単価     | 金額      |         |        |
| 1                  | コピー用紙A4    | 32箱    | 1,480円             | 47,360円 | 1       | コピー用紙A4 | 32箱        | 1,480円 | 47,360円 |         |        |
| 2                  | 別紙A4       | 20     | 6個                 | 3,029円  | 18,174円 | 2       | 別紙A4       | 20     | 3個      | 3,029円  | 9,087円 |
| 3                  | フタ         | 1,108円 | 3個                 | 1,108円  | 3,324円  | 3       | フタ         | 1,108円 | 3個      | 1,108円  | 3,324円 |
| 4                  | その他4-15の合計 |        |                    | 19,670円 |         | 4       | その他4-11の合計 |        |         | 12,574円 |        |
| 15                 | 小計         |        |                    | 88,528円 | 11      | 小計      |            |        | 72,345円 |         |        |
|                    | 消費税        |        |                    | 4,426円  |         | 消費税     |            |        | 3,617円  |         |        |
|                    | 合計         |        |                    | 92,954円 |         | 合計      |            |        | 75,962円 |         |        |

上記消耗品は、平成20年3月27日、平成20年3月30日に納品されていることから平成19年度に使用したものでなく、平成20年度に使用するものである。従って、将来発生する費用を実績精算額に含めることは問題である。

(財)山梨県青少年協会

4-(3)

しかし、使用量の実態把握のため地域若者サポートステーション事業を行っている現場担当者にどれだけの用紙を使用するかヒアリングした。結果は(1日40枚×22日×12ヶ月)+(60枚×8事業×2回)=11,520枚 11,520÷2,500枚=4.6箱程とのことであった。後日、詳細に事務室用、サポート広報用、ネットワーク会議用等個別に事務局で集計したところ年間52,020枚であり、箱数に換算すると52,020枚÷2,500枚=20.8箱となる旨報告を受けた。調査結果からコピー用紙A4について過大請求額は次のとおりとなる。

$$(64箱-20箱) \times 1,480円 \times 1.05 = 68,376円$$

また、スリムラッシュェドライブ6個は、平成19年度の地域若者サポートステーション事業の担当者の数で6名とのことである。平成20年度は3名になったということであるが、上記請求書は平成19年度分ということと考え、スリムラッシュェドライブ3個も過大請求である。コピー用紙、スリムラッシュェドライブその他の消耗品は、サポート事業単独のものでなく、指定管理者固有の費用が含まれている。

使用料・賃借料のうち3月31日ノートパソコンサポート分90,322円も、4月～3月までノートパソコンリース料が15,435円発生している、それ以外の計上は発生額を調整したものである。

(2) 事業費の中に報償費があり、講師の謝金を支払っているが、この謝金を支払う時に交通費も含めて現金で支払っている。講師謝金に交通費を合算して現金で支払う時の源泉徴収税額は、交通費も含めて源泉徴収すべきものであるが、支払時には講師謝金部分のみ源泉徴収を行っていた。サポート事業以外の事業でも講師謝金を多数支払っている、正しい処理が必要である。

| 現状の処理 |        | 正しい処理 |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 事業名   | サポート   | 事業名   | サポート   |
| 前名    | xx     | 前名    | xx     |
| 諸謝金   | 45,000 | 諸謝金   | 45,000 |
| 所得税   | ▲4,500 | 旅費    | 3,996  |
| 旅費    | 3,996  | 所得税   | ▲4,899 |
| 合 計   | 44,496 | 合 計   | 44,097 |

★結語 国の補助金収入で事業を行っているものについて、当該事業以外の経費(指定管理者固有の経費)を国の補助金収入でまかなうのはやむを得ない。過大にもらった国の補助金は返還すべきである。

(財)山梨県青少年協会は、平成17年度まで公益法人として活動を行い、平成18年度より低額同様の事業を、今度は指定管理者として活動を行っている。事業の大部分は、法人税法上の請負事業となり、法人税が発生する。実際に法人税の支払いも行っているが、計算の過程で役員に支払う賞与を課税対象にしていない。このため、法人税等の税金が1,571,200円納付不足となっている。

平成18年度、平成19年度の役員賞与の支払状況及び法人税等の納付不足額は次のとおりである。

| 支給年月日       | A専務        |            | B常務        |            | 合 計 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|-----|
|             | 金額         | 未納額        | 金額         | 未納額        |     |
| 平成18年6月16日  | 193,478円   | 178,096円   | 178,096円   | 371,574円   |     |
| 平成18年12月10日 | 705,660円   | 649,534円   | 649,534円   | 1,355,194円 |     |
| 合 計         | 899,138円   | 827,630円   | 827,630円   | 1,726,768円 |     |
| 平成19年6月30日  | 647,846円   | 596,271円   | 596,271円   | 1,244,117円 |     |
| 平成19年12月10日 | 708,820円   | 652,399円   | 652,399円   | 1,361,219円 |     |
| 平成19年12月28日 | 22,718円    | 20,801円    | 20,801円    | 43,519円    |     |
| 合 計         | 1,379,384円 | 1,269,471円 | 1,269,471円 | 2,648,855円 |     |

法人税等影響額

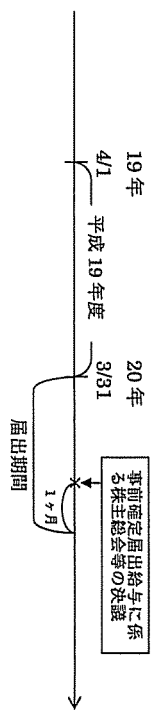
| 平成18年度 |                   | 平成19年度   |            |
|--------|-------------------|----------|------------|
| 法人税    | 1,726,000円×0.22=  | 379,700円 | (100円未満切捨) |
| 法人県民税  | 379,000円×0.05=    | 18,900円  | (100円未満切捨) |
| 法人事業税  | 1,726,000円×0.096= | 165,600円 | (100円未満切捨) |
| 法人市民税  | 379,000円×0.147=   | 55,700円  | (100円未満切捨) |
|        |                   | 619,900円 |            |
| 法人税    | 2,648,000円×0.22=  | 582,500円 | (100円未満切捨) |
| 法人県民税  | 582,000円×0.05=    | 29,100円  | (100円未満切捨) |
| 法人事業税  | 2,648,000円×0.096= | 254,200円 | (100円未満切捨) |
| 法人市民税  | 582,000円×0.147=   | 85,500円  | (100円未満切捨) |
|        |                   | 951,300円 |            |

619,900円+951,300円=1,571,200円 法人税等納付不足額合計

(財)山梨県青少年協会

役員報酬は、定期同額給与が原則であり、定期同額給与を超える額は役員賞与として損金(費用)計上が認められない。  
 そこで一般的には、役員賞与分も役員報酬に含め年額を12で割って定期同額給与として支払っている。  
 上記のようにしない場合は、平成18年4月1日以降役員賞与の額を事前に税務署に届け出ることにより、損金(費用)計上が認められることになったが、その対応はとられていない。

事前確定届出給与に関する届出書の提出期限は次のようになる。



(提出時期、平成19年4月1日以降開始する事業年度)  
 株主総会等の決議によりその役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合における当該決議をした日から1月を経過する日までである。ただし、その日が当該事業年度の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日後である場合には、当該会計期間4月経過日までである。

- 負債に計上されている資産購入積立金3,000,000円は法的債務でもなく、負債性引当金でもない。利益留保引当金であるため、原則として全額取崩を行う必要がある。
- 退職給付引当金の計上不足が1,751,630円発生している。会計上は有税引当でも計上することが望ましい。

(1) 負債は、法的債務と非法的債務に大別され、前者は①確定債務と②条件付債務に分かれ、後者は③純会計的負債と④その他に分かれる。

|       |                        |        |
|-------|------------------------|--------|
| 法的債務  | ① 確定債務 (買掛金、借入金、未払金など) | 負債性引当金 |
|       | ② 条件付債務 (退職給付引当金など)    |        |
|       | ③ 純会計的負債 (修繕引当金など)     |        |
| 非法的債務 | ④ 負債性引当金以外の引当金         |        |

④は期間損益計算の観点から設けられるものでなく、将来の支出や損失に備えて利益を留保したもので利益留保性の引当金である。これは、法令で認められた場合のみ計上すべきもので、会計上は認められないものである。

上記からもわかるように(財)山梨県青少年協会の負債に計上されている資産購入積立金3,000,000円は法的債務でもなく、負債性引当金でもない。一般的には、利益留保性引当金であるため、原則として全額取崩す必要がある。

<修正仕訳として>

資産購入積立金 3,000,000 / 資産購入積立金取崩額 3,000,000

(経外収益に計上される)

(2) 退職給付引当金の計上不足額は次のとおりである。

|   |                  |              |
|---|------------------|--------------|
| A | 個人別退職金の期末要支給額    | 215,211,250円 |
|   | (平成20年3月31日現在)   |              |
| B | 貸借対照表上退職給付引当金計上額 | 184,865,450円 |
|   | 中小企業退職金制度への掛金    | 28,594,170円  |
|   | 小計               | 213,459,620円 |

(財)山梨県青少年協会

4—(5)

Aが平成20年3月31日に全員自己都合退職すると仮定した場合の退職金の必要額であり、その退職に備えて内部的に積立てた額Bが184,865,450円、外部に積立てた額が28,594,170円であり、合計213,459,620円退職金支払のため用意してある金額である。従って、Aの必要額からBの準備してある金額を控除すれば、準備不足額が算出されるのである。

|        |              |        |              |          |            |
|--------|--------------|--------|--------------|----------|------------|
| 退職金必要額 | 215,211,250円 | 退職金準備額 | 213,459,620円 | 退職金準備不足額 | 1,751,630円 |
|--------|--------------|--------|--------------|----------|------------|

(1) 簿外になっている普通預金が8口座ある。これは、銀行への届出印鑑(個人の印鑑を含む。)がないため通帳に残があっても引出せないものである。また、通帳上取引残高がゼロになっていても、本当にゼロかどうかわからない。生きている口座もあるため、解約してみないと実態が判明しないものもある。8口座すべてについて解約手続を行い入金額は雑収入に計上すべきである。

(2) 現在、生きている口座で使用していないものが2口座あるので、今後とも使用しないのであれば解約手続をとり精算する必要がある。

現在、簿外になっている生きている口座は次のとおりである。

| 銀行名 | 支店名             | 名 義                        | 口座番号      | 通帳の最終<br>取引日 | 通帳の最終<br>取引日の残高 |
|-----|-----------------|----------------------------|-----------|--------------|-----------------|
| 1   | 山梨中央銀行 259      | 山梨県立青年の家<br>所長 山崎義雄        | 普通 535919 | 平成15年5月29日   | 0               |
| 2   | 山梨中央銀行 259      | 山梨県立青年の家<br>所長 山崎義雄        | 普通 608104 | 平成15年2月7日    | 0               |
| 3   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | 青少年バス通行費<br>館長 竹田清利        | 普通 442375 | 平成1年8月14日    | 5               |
| 4   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | 山梨県立勤労青年センター<br>赤電話会計 大久保章 | 普通 457972 | 平成8年8月15日    | 6               |
| 5   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | 山梨県立勤労青年センター<br>館長 篠原輝     | 普通 246922 | 平成15年8月10日   | 24              |
| 6   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | 青少年バス手数料会計<br>代表 野沢晋市郎     | 普通 352741 | 平成14年2月10日   | 17,457          |
| 7   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | 友の会 スキーツアー<br>代表 長坂信       | 普通 453552 | 昭和61年2月21日   | 648             |
| 8   | 山梨中央銀行 305 石和支店 | ふれあい夏祭り実行委員会<br>代表 鎌谷正俊    | 普通 746205 | 平成8年7月30日    | 0               |

現在、生きている口座で使用していない2口座は次のとおりである。

| 銀行名 | 支店名          | 名 義                      | 口座番号    | 通帳の最終<br>取引日 | 通帳の最終<br>取引日の残高 |
|-----|--------------|--------------------------|---------|--------------|-----------------|
| 1   | 山梨県民信用組合 311 | 山梨県立八ヶ岳少年自然の家<br>所長 久津川孝 | 2109917 | 平成18年3月30日   | 0               |
| 2   | 山梨県民信用組合 311 | 山梨県立八ヶ岳少年自然の家<br>所長 久津川孝 | 2107965 | 平成18年4月7日    | 0               |



(財)山梨県青少年協会

4 - (6)

決算報告書が新公益法人会計基準に準拠せず、注記事項が全く開示されていない。新公益法人会計基準に準拠した開示をすべきである。

新公益法人会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度から実施するものとされ、公益法人会計基準第4財務諸表の注記のところで次の項目について、開示が要求されている。

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) ① 注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) ②

- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容
- (15) ③
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

上記①②③は、新・新公益法人会計基準が平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会より公表され、新たに追加された項目である。

①は、継続事業の前提に関する注記

②は、基金及び代替基金の増減額及びその残高

③は、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引

(財)山梨県青少年協会は、少なくとも下記の財務諸表注記が必要である。

財務諸表に対する注記

- 1. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (3) 固定資産の減価償却の方法
  - (4) 引当金の計上基準
  - (5) リース取引の処理方法
  - (6) 消費税等の会計処理

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高  
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

| 科 目       | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 基本財産      |       |       |       |       |
| 投資有価証券    | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| . . . . . | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| 小 計       | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| 特定資産      |       |       |       |       |
| 退職給付引当資産  | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| . . . . . | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| 小 計       | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |
| 合 計       | ×××   | ×××   | ×××   | ×××   |

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。  
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

| 科 目       | 当期末残高 | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|-----------|-------|------------------|------------------|--------------|
| 基本財産      |       |                  |                  |              |
| 投資有価証券    | ×××   | (×××)            | (×××)            | —            |
| . . . . . | ×××   | (×××)            | (×××)            | —            |
| 小 計       | ×××   | (×××)            | (×××)            | —            |
| 特定資産      |       |                  |                  |              |
| 退職給付引当資産  | ×××   | —                | (×××)            | (×××)        |
| . . . . . | ×××   | (×××)            | (×××)            | (×××)        |
| 小 計       | ×××   | (×××)            | (×××)            | (×××)        |
| 合 計       | ×××   | (×××)            | (×××)            | (×××)        |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

| 科 目       | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----------|------|---------|-------|
| 工具・器具及び備品 | ×××  | ×××     | ×××   |
| . . . . . | ×××  | ×××     | ×××   |
| . . . . . | ×××  | ×××     | ×××   |
| 合 計       | ×××  | ×××     | ×××   |

(財)山梨県青少年協会

4- (7)

- (1) 登記簿謄本の「資産の総額」について、登記簿謄本の修正が必要であったが、平成20年12月1日以降「資産の総額」は減価抹消されることとなった。
- (2) 科学館の1年間の現金過不足額14,880円が等外になっていた。
- (3) コピー代の現金受取額2,260円が行方不明になっていた。
- (4) 定期預金利息を現金で受取っているが、振込とすべきである。
- (5) 科学館のミュージアムショップにおいて商品を委託販売しているが、委託販売契約書が27件中6件しかないの、後日のトラブル防止のためにも委託販売契約を相手方と締結すべきである。
- (6) 科学館のミュージアムショップで商品の買取在庫(55,951円)もあるのに商品として資産計上することが望ましい。
- (7) 消費税の課税・不課税処理の誤りについて一部誤りがある。

(1) 登記簿謄本の「資産の総額」が60,934,890円となっている。平成20年3月31日の残高は、66,870,046円であるため修正が必要であったが、平成20年12月1日以降「資産の総額」は減価抹消されることとなった。また、法人目的が寄付行為で変更になっているが、登記簿上変更されていない。

(2) 科学館の1年間の現金過不足額14,880円が簿外になっていた。  
科学館の1年間の現金受取によるつり繰等の誤りにより14,880円手許現金が多く残っていたが、その手許有価証券上の残高を一致させないで、現金の決算残高としていた。本来は帳簿上の残高を増加させ、その分雑収入を計上すべきであった。修正仕訳としては次のようになる。

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 現 金 | 14,880 | 雑収入 | 14,880 |
|-----|--------|-----|--------|

(3) コピー代を現金で受取っているが、コピー使用管理簿に記入されていない入金(平成20年3月16日～平成20年9月20日まで)に2,260円あり、現金が行方不明となっている。コピー代を現金で受取った時は、コピー使用管理簿に次の項目を記入することとなっている。

コピー使用管理簿 1枚10円(カラー50円)

| 年 月 日    | 団体名 | 内 容  | 枚数 | 収納金額 | 合計     | 担当職員 |
|----------|-----|------|----|------|--------|------|
| 20年10月2日 | 個人  | A4モノ | 30 | 300円 | 300円   | サイン  |
|          |     |      |    |      |        |      |
| 10月31日   | A社  | A3モノ | 37 | 370円 | 3,630円 | サイン  |

1ヶ月分まとめて次の処理をする  
現金 3,630 / 雑収入 3,630

コピー使用者の中には領収書を必要とするお客様がいて、その場合には領収書を発行しており、その控も協会に残っている。そこで、コピー使用管理簿に記載がない領収書があるかどうか確認したところ、次の日付の領収書はコピー管理簿上に計上されていなかった。小口現金同様、日々の残高を確認する必要がある。

| 年月日      | 金額   | 年月日      | 金額   | 年月日      | 金額     |
|----------|------|----------|------|----------|--------|
| 20年3月16日 | 100円 | 20年7月12日 | 20円  | 20年9月19日 | 200円   |
| 5月29日    | 110円 | 7月26日    | 450円 | 9月20日    | 280円   |
| 5月29日    | 60円  | 7月26日    | 70円  | 合計       | 2,260円 |
| 6月15日    | 200円 | 7月27日    | 240円 |          |        |
| 6月18日    | 170円 | 8月14日    | 50円  |          |        |
| 7月9日     | 300円 | 8月30日    | 10円  |          |        |

(4) 中央労働金庫・山梨県民信用組合の定期預金の利息を年度末に現金で受け取っているが、事故防止する意味から手数料を支払っても振込みとすべきである。

| 銀行名      | 支店名  | 元金         | 預入期間            | 利率   | 受取利息    |
|----------|------|------------|-----------------|------|---------|
| 中央労働金庫   | 甲府支店 | 10,000,000 | 19.3.30~20.3.31 | 0.4% | 40,219円 |
| 山梨県民信用組合 | 相生支店 | 10,000,000 | 19.3.29~20.3.29 | 0.4% | 40,218円 |
|          |      |            |                 |      | 80,437円 |

(5) 科学館のミュージアムショップについて委託販売を行っているが、委託販売契約書が27件中6件しかないなので、後日のトラブル防止のためにも委託販売契約書を相手方と締結すべきである。

(6) 科学館のミュージアムショップで業者より商品の買取りを行っているところが10業者あるが、平成20年3月31日現在、在庫が46品目55,951円あるため原則、商品として資産計上することが望ましい。

(7) 特別会計から一般会計への繰出金及び、一般会計では特別会計からの繰入金収入がそれぞれ税込みで処理されているが、不課税処理で行う必要がある。

愛宕山少年自然の家の食堂業務については、指定管理業務として県から委託され、当財団は外部の業者に再委託しているが、次の3件について検討が必要である。

(1) 利用者からの給食費の徴収と食材および人件費の経理関係処理が当財団の決算書に15万円反映されていない。一方、業者との契約上は給食費の徴収や委託料についての規定がないため、給食費がどちらの収入になるのか明確でない。給食費をどちらの収入とするのかなど食堂関係の経理が明確となるよう業務委託契約の内容を見直すことが必要である。

(2) 給食の原材料投下率が60%と仕様書に記載されているが、再委託者から決算報告を受けていないため原材料投下率の検証が行われていない。

(3) 食堂業務は平成17年度を除き、随意契約をしている。食事の面での利用者サービスをより向上させるためには、提案型のプロポーザル方式・金額の面を考えると競争入札を採用するなど、業者選定の方法を見直すべきである。

当財団は、愛宕山少年自然の家の食堂業務について、指定管理業務として県から委託されている。その内容は、「山梨県立愛宕山少年自然の家の管理に関する基本協定書」(以下「協定書」という)の第2条3項に定める別紙2「山梨県立愛宕山少年自然の家管理業務仕様書」(以下「仕様書」という)第2.6に定められている。この業務について、当財団は、外部の業者に再委託契約を結んでいる(食堂業務委託契約書)。

(1) 当該食堂業務は、自然の家の利用者に対する給食の調理・加工および提供を行うこと、食堂施設の管理、およびこれに付随する業務をいうものと思われる。もちろん、利用者からの給食費の徴収と食材および人件費の支払い等が中心的な業務となるが、これらの経理関連の処理が、当財団の決算書には反映されていない(簿外処理)という問題がある。しかし、食堂業務はこれらの業務の他に、利用者からの給食費の徴収と食材の発注及び人件費の支払い等があるが、委託契約書にこれらについての規定がない。これでは、食堂の売上を誰が収入し、決算するか契約書上判断できないうえ、食堂委託業者は、どのような対面に基づき業務を行っているのかわからない。このため、食堂業務委託契約書の見直しが必要である。なお、平成19年度の食堂利用料金は、15,807,550円(自然の家宿泊者累計11,145人)である。

(2) 当該食堂業務の運営において、当財団は、第三者に再委託をしている(食堂業務委託契約書)。当該契約書において給食の原材料投下率は、「3食で

(財)山梨県青少年協会

4—(9)

八ヶ岳少年自然の家の食堂業務については、指定管理業務として県から委託され、当財団は外部の業者に再委託しているが、次の3件について検討が必要である。

(1) 利用者からの給食費の徴収と食材および人件費の経理関係処理が当財団の決算書に24万円反映されていない。一方、業者との契約上は料金徴収のみしか言及していないため、給食費がどちらの収入になるのか明確でない。給食費をどちらの収入とするのかなど食堂関係の経理が明確となるよう業務委託契約の内容を見直す必要がある。

(2) 給食の原材料投下率が60%と仕様書に記載されているが、再委託者から決算報告を受けていないため原材料投下率の検証が行われていない。

(3) 食堂の再委託契約は平成6年度より随意契約であるが、食堂業務の内容・金額から考えるとプロポーザル方式・競争入札等を実施すべきである。

当財団は、八ヶ岳少年自然の家の食堂業務について、指定管理業務として県から委託されている。その内容は、「山梨県立八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書」(以下「協定書」という)の第2条3項に定める別紙2「山梨県立八ヶ岳少年自然の家管理業務仕様書」(以下「仕様書」という)第6.4に定められている。この業務について、当財団は、外部の業者に再委託契約を結んでいる(食堂業務委託契約書)。

(1) 当該食堂業務は、「少年自然の家の利用者に対する給食の調理・加工および提供」を行うこと、食堂施設の管理、およびこれに付随する業務をいう。経理関連の業務としては、利用者からの給食費の徴収と食材および人件費の支払い等が中心的な業務となるが、これらの経理関連の処理が、当財団の決算書には反映されていない。一方で、当財団と食堂業務委託業者との食堂協議書の第7では、食堂料金の徴収は食堂業務委託業者が当たる、と徴収の規定にとどまり、「収入」がどこに入るのか明記がされていない。上記のように「食堂業務」に関しては、仕様書第6.4に定められており、県から当財団に委託されている業務である。当財団が管理業務の一部を第三者に実施させる場合には、「すべて当財団の責任及び費用において」これをおこなうものとされている(協定書第7条2項)。  
平成19年度の食堂利用料収入は 23,869,750円 (=実利用40,717食)である。

(2) 当該食堂業務の運営において、給食の原材料投下率は、「3食で60%以上とすること」とある(仕様書第6.4)。食堂の利用料金は、朝食450円、昼食550円、夕食800円とされており、合計1,800円となっている。つま

60%以上とする」とある(契約書第4条第3項(1))。食堂の利用料金は、朝食450円、昼食550円、夕食800円とされており、合計1,800円となっている(契約書第3条)。つまり、 $1,800円 \times 60\% = 1,080円$ の原材料を使用することが義務づけられている。ここで、上記のように食堂業務を第三者に再委託しており、経理処理が簿外処理されていること、また、当該第三者から決算報告を受けていないことなどから事後的に原材料投下率の検証を行っていない。契約書に上記のような定めがある以上、定期的に原材料投下率のチェックをすべきである(契約書第11条<調査等>)。

(3) 食堂の再委託契約は平成6年度から平成16年度までの間、随意契約であり、平成17年度公募による業者選定を実施し、平成18年度より再度随意契約となっているが、愛宕山少年自然の家は青少年の健全な育成を目的としている施設であり、利用者にとりだけ低廉な価格で、栄養価の高い食事を提供すべきである。業者選定に当たっては、食事料金、メニュー等を含めた提案型のプロポーザル方式・金額面を考えると競争入札を採用するなど、利用者のサービス向上に繋がるよう契約形態を見直すべきである。

(財)山梨県青少年協会

4 - (10)

山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家の指定管理協定書の委託料は、協定期間を通して定額であるため利用者が増加するに従って一人当たり利用者収入は減少する。このため、基本契約自体を見直して利用者数の増員を誘発するインセンティブを取り入れた内容とすべきである。

山梨県立愛宕山少年自然の家（以下「少年自然の家」という）は「少年達を自然に親しませ、野外活動や集団宿泊生活を通して、普段学校や家庭では期待しにくい、規律・友愛・共同・奉仕などの尊さを体験的に学習させ、豊かな情操や社会性のかん養をはかり、健康でたくましく、夢を持った少年の育成を図ること」を目的に、また、山梨県立愛宕山こどもの国（以下「こどもの国」という）は、「こどもたちが自由に遊ぶ場所を提供し、その中から健全な心身を作ることとはもちろん、協調・規律・忍耐・責任などの多くのことを学び、さらに豊かな情操を身に付けること」を目的に設置されている。平成18年4月から、指定管理者制度の導入によって(財)山梨県青少年協会（以下当財団）が指定管理者として委託を受けている。委託料は、阿施設合わせ、平成18年度は104,423千円 平成19年度は104,934千円である（山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という）によると平成18年4月1日から平成21年3月31日までの協定期間における委託料の総額は314,341千円）。

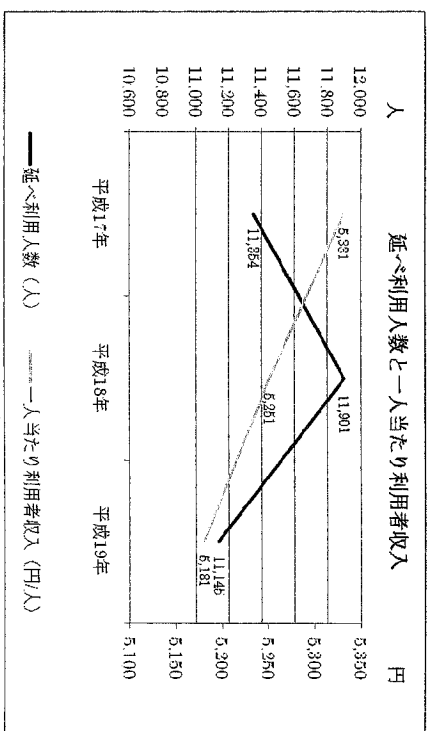
委託料は、協定期間を通じて定額であり、当財団は、その範囲内で運営を行っていく必要がある。利用者一人当たり利用者収入（委託料を含めた）と利用者数の関係をグラフにすると以下の通りになる。（ただし、宿泊施設である少年自然の家とする。）

(単位：千円)

|            | 委託<br>平成17年 | 指定管理者<br>平成18年 | 指定管理者<br>平成19年 |
|------------|-------------|----------------|----------------|
| 事業活動収入     |             |                |                |
| 委託金収入      | 60,525      | 59,481         | 54,969         |
| 利用料金収入     | 0           | 2,752          | 2,563          |
| 事業収入       | 0           | 254            | 204            |
| その他        |             | 1              | 1              |
| 収入計        | 60,525      | 62,488         | 57,737         |
| 利用者数(人)    | 11,955      | 11,901         | 11,145         |
| 一人当たり収入(円) | 100.0%      | 104.89%        | 101.9%         |
| 収入(円)      | 5,331       | 5,951          | 5,181          |
| 収入(円)      | 100.0%      | 98.5%          | 97.2%          |

り、1,800円×60%=1,080円の原材料を使用することが義務づけられている。ここで、上記のように食堂業務を第三者に再委託しており、経理処理が簿外処理されていること、また、当該第三者から決算報告を受けていないことなどから事後的に原材料投下率の検証を行っていない。仕様書に上記のような定めがある以上、定期的に原材料投下率のチェックをすべきである。

(3) 食堂業務に関して、平成6年から随意契約をしており継続して同じ業者に委託している。食堂業務の内容・金額から考えるとプロポーザル方式・競争入札等を実施すべきである。



定額の委託料で業務を委託する場合、受託者が利用者増加による収入の増加を図るには、一人利用者が増加することによっていくらかでも利益が増加する(プログラムの限界利益) 必要がある。少年自然の家の利用料は、基本的に宿泊料が310円(県内の児童及び生徒は、100円～210円)、食費が3食1,800円/日である。食堂運営は外注に出している(前述)、基本的には、施設の利用料が売上となる。この宿泊料が、プログラムの限界利益を生むか生まないかは、変動費と固定費の詳細なデータがないから断言はできないが、積極的に生まないことは推察できる。経費の低減効果あまり期待できない指定管理者制度だけに売上増員のインセンティブが強く働く契約内容等に行うことがポイントとなる(業績連動の指定管理料の支払い、報奨金制度、自主事業実施条件の緩和、指定管理者の継続指定又は取り消しなど)。

(財)山梨県青少年協会

4-1 (11)

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理協定書の委託料は、協定期間を通して定額であるが、基本契約自体を見直して利用者数の増員を誘発するインセンティブを取り入れた内容とすべきである。

当八ヶ岳少年自然の家は、「少年を恵まれた自然の中に解放し、自然探求や野外活動を通じて豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活を通じて規律、協同、友愛、奉仕の尊さを体験的に学習させるなど、普段、学校や家庭では得がたい体験をさせ心身ともにうるおいをもつ少年を育成する」ことを目的として設置された教育施設である。もともと当該法人山梨県青少年協会(以下当該団)は、県から当該施設の管理運営を受託されていた。平成18年4月からは、指定管理者制度の導入によって当該団が指定管理者として委託を受けている。委託料は、平成18年度は 98,727千円 平成19年度は 97,505千円である(山梨県立八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書(平成18年2月1日付)によると平成18年4月1日から平成21年3月31日までの協定期間における委託料の総額は291,728千円)。

委託料は、協定期間を通じて定額であり、当該団は、その範囲内で運営を行うべく必要がある。利用者一人当たり利用者収入(委託料を含めた)と利用者数の関係をグラフにしてみた。

すると、利用者の増加に従って一人当たりの利用者収入は減少することがわかる。当該団が受け取る委託料収入は、協定期間を通じて定額であるから当然のことである。しかし、この場合、当該団が積極的に利用者数を増やそうとするインセンティブとして働かないことも自明の理である。そもそも、「明日の山梨を担う人材開発と豊かな人格の形成をめざす教育の振興」のための施設である。稼働率をあげて有効活用することが重要であると思われるので、基本契約自体を見直して利用者数の増員を誘発するインセンティブを取り入れた内容にすべきである。

(単位：千円)

|        | 平成17年度<br>平成18年3月末 | 平成18年度<br>平成19年3月末 | 平成19年度<br>平成20年3月末 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 事業活動収入 |                    |                    |                    |
| 委託金収入  |                    | 98,727             | 97,505             |
| 補助金収入  |                    | 913                | 1,378              |
| 利用料金収入 | a                  | 3,226              | 3,865              |
| 事業収入   |                    | 891                | 1,991              |
| 雑収入    |                    | 1                  | 2                  |
| 合計     | A                  | 107,290            | 104,831            |

(財)山梨県健康管理事業団

5- (1)

会計上、計上すべきでない車検整備充当金を19,289,950円計上しているの  
金額取崩し、利益に計上すべきである。

検診車、検査車、事務連絡車の車検費用の平均化のため昭和58年度より車  
検整備充当金を計上している。

しかし、下記の例からもわかるように、毎年車検費用が予算額と同額とな  
るような費用発生額となっている。従って、車検費用の予算額を少なめにすれば、  
当該年度の費用は少なく計上され、予算額を多く見積れば多くの費用計上額と  
することができる。現状では過年度において予算額を多く見積ってきたため、  
車検整備充当金が雪だるま式に増加したものと考えられる。

胃検診車を例にとると下記のようなになる。

(単位：円)

| 号 車                 | 予算額A      | 支出額B      | 充当金より充当<br>B-A (正数) | 充当金への繰入額<br>B-A (負数) |
|---------------------|-----------|-----------|---------------------|----------------------|
| すこやか12号車(88さ16-01)  | 70,000    | 64,732    | 0                   | 5,268                |
| すこやか15号車(88さ18-18)  | 70,000    | 0         | 0                   | 70,000               |
| すこやか16号車(88さ24-12)  | 70,000    | 295,010   | 225,010             | 0                    |
| すこやか17号車(88さ26-89)  | 60,000    | 96,154    | 36,154              | 0                    |
| すこやか18号車(88さ30-07)  | 60,000    | 0         | 0                   | 0                    |
| すこやか19号車(80さ73-37)  | 0         | 0         | 0                   | 0                    |
| I 胃検診車合計            | 330,000   | 455,896   | 261,164             | 135,268              |
| II その他胸部検診車<br>他23台 | 1,062,500 | 1,202,963 | 409,224             | 268,761              |
| I+II合計(車両合計)29台     | 1,392,500 | 1,658,859 | 670,388             | 404,029              |

決算報告書に表示される車検費用は、②-③+④となる。

つまり、②実際発生額 1,658,859 円に③車検整備充当金を充当するため、費  
用は少なくなり、④は車検整備引当金繰入れを行うため費用は加算される。結  
果として、②-③+④=1,392,500円となり予算額と一致することになる。

車両の中には1年1回の車検のもの、2年に1回のもの等があるが、年間165  
万円の手検費用発生額に対して1,928万円も車検整備充当金を残高としても  
っているのは、期間損益計算を適正に計算しているとは認めがたい。原則として  
全額取崩し利益を計上すべきである。

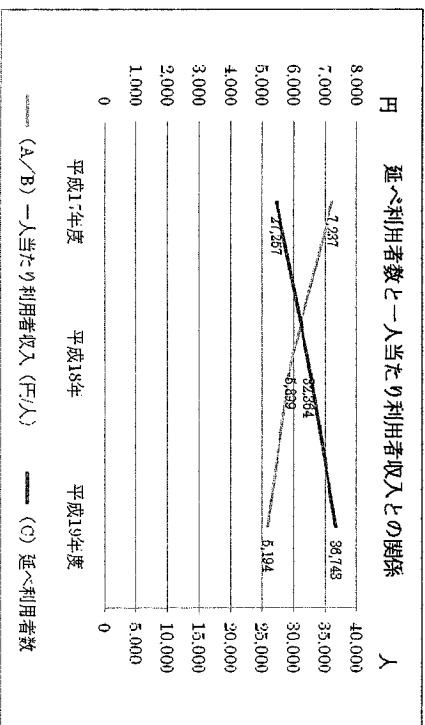
どうしても車検整備充当金を計上し、予算とのズレを少なくしたいのであれ  
ば、過去3～5年の実際発生額の年平均額を修繕引当金として計上することも考  
えられなくはない。但し、計上するとしても向う1年分と考える。計上すると  
きは、「財務諸表に対する注記」重要な会計方針、引当金の計上基準を明確に開  
示することが必要である。

| 実利用者数(注3)    | B   | 14,525 | 17,588 | 20,183 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数       | C   | 27,257 | 32,364 | 36,743 |
| (一人当たり単価)    |     |        |        |        |
| 利用者収入(円/人)   | A/B | 1,237  | 5,899  | 5,194  |
| 延べ利用者収入(円/人) | A/C | 3,936  | 3,205  | 2,853  |
| 利用者収入(円/人)   | a/B |        | 183    | 191    |

(注) 平成17年度は、リニューアル工事のため、平成17年9月～翌3月まで営業休止

(注) 宿泊にもなる飲食代は、上記には入っていない。

(注3) 実利用者数は、本館およびキャンプ場に宿泊した人数の合計



(財)山梨県健康管理事業団

5- (2)

退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額を計上しており問題は無いが、退職金の支払に備えて積立している預金が、平成20年3月31日現在16,499,295円不足しているため、通常の預金から退職給付引当資産(特定資産)に積立することが望ましい。

退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額224,478,492円を計上しており、一方、退職金支払に備えている特定預金は207,979,197円である。従って、下記の金額が特定預金として不足しているため、通常の預金から特定預金にすることが望ましい。

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 退職給付引当金 (負債)  | 224,478,492 円       |
| 退職給付引当資産 (資産) | 207,979,197 円       |
|               | <u>16,499,295 円</u> |

退職給付引当資産は現状では、定期預金 126,439,874 円、定期郵便貯金 78,077,000 円、貸付信託 800,000 円、金銭信託 2,662,323 円、合計 207,979,197 円として運用されている。

諸規程が平成10年8月に整備されたが、その後の改廃を含め諸規程の整備・運用状況が適切でないところが多々あるので、是正すべきと考える。

諸規程の整備状況とその運用状況につき問題のあるものとして、例えば次の具体的項目がある。

| 項目             | 現状   | 今後のあるべき状態  |
|----------------|--|--|
| 給与規程<br>(通勤手当) | 通勤手当の規程上、自動車通勤するものは片道通勤距離が5km未満のものは3,000円とされているが、現状では山梨県の取扱いと同様に実施されている。 | 規程と実際の運用が異なっている。また、いつから変更実施しているかについて、変更承認も含め明確にすべきである。                 |
| 財務規程<br>(会計諸表) | 第5条(2)(財務諸表)<br>正味財産増減計算書(ストロウ式)<br>収支計算書                                | 新公益法人会計基準に準拠していない。<br>→ 正味財産増減計算書(フロー式)<br>財務諸表の範囲から除外されているので修正すべきである。 |
| (固定資産)         | 第46条(固定資産の種類)<br>①基本財産<br>②その他の固定資産                                      | 新公益法人会計基準では①基本財産、②特定資産、③その他固定資産となっている。その他新公益法人会計基準に準拠していない。            |

(財)山梨県健康管理事業団

5- (3)

(財)山梨県健康管理事業団の主な業務として検診・検査業務があり、多くの医薬材料費が使用されているが、期末に残った在庫について棚卸資産(貯蔵品)として計上されていない。棚卸を行っている部署もあるため評価額は確定できないが、仮に年間使用額の1ヶ月分が在庫として残っていると考えると約300万円である。

財務規程では毎事業年度末に経理担当者立会いのもとで現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合することになっているが、実際受払記録が十分に運用されていない。また、現物の棚卸も一部実施されていない。必要最低限度末に一齐に棚卸を実施し、棚卸資産として計上することが必要である。

(財)山梨県健康管理事業団の主な業務は、①検診・検査業務、②普及啓発活動、③救急医療情報センター運営業務がある。このうち①の検診・検査業務は、特定健診・特定保健指導、各種がん検診、学校保健法に基づく各種健診、事業所健診、労働安全衛生法等に基づく健診、エイズ休日夜間相談検査など幅広く行っている。この健診・検査に伴い医薬材料費が平成19年度年間35百万円かかっているが、この検査薬等が期末に在庫として残っているが、棚卸資産(貯蔵品)として全く計上されていない。仮に1ヶ月分の在庫があるとする35,629,245円÷12=2,969,108円の棚卸資産が計上漏れとなっている。棚卸として計上漏れている具体例として検診票では、胃がん検診時のバリウム137kg、発泡剤1,267包、下剤24,700錠、肺がん検診時のバリウム1,511枚、その他尿検査、寄生虫検査、血液検査等に使用される検査薬などがある。検診票は棚卸しを上記のように年度末(3月31日)に行っている部署・重量を確認しているところがある一方、棚卸時を2月末に行っている部署もある。また、全く実施していない部署もある。これら全てが棚卸資産として計上されていない。

事業団の財務規程で物品について、次のように規程している。

第39条(物品の範囲)  
物品とは器具備品、医薬材料品、消耗品等で耐用年数1年未満又は1個1組の取得価格10万円未満のもので費用支出となる資産をいう。  
第43条(物品の現物棚卸)  
物品管理係は毎事業年度末において、経理事務担当者立会いのもとで現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合しなければならない。

上記のように物品については、物品管理係が物品受払台帳に記入することになっている。実際には物品管理台帳があるが、物品の受払を記録し残高を表示するようにはなっていない。  
従って、物品の現物棚卸の規程はあるものの現場の棚卸および棚卸時の立会いは十分運用されていない。



(財)山梨県健康管理事業団

5- (4)

物品受払台帳への記録が仮に実施困難であるならば、必要最低限の対応として年度末(3月31日)に一斉に棚卸を実施することが重要である。当該棚卸数量に購入単価を乗じ、棚卸資産の価額を把握し決算報告書に反映すべきである。

- (1) 新総合健診システム導入に伴う業者の選定に新開発方式による複数の業者を参加させ、実質的に競争させることが必要と考える。また、企画書・見積書の比較検討に際し、見積価額453万円の差が全体の1点となっているが、今後同種の契約をする場合は検討すべきと思われる。
- (2) 新総合健診システム導入に伴い、資産の取得価額が完成引渡前に「業務ソフト」という資産勘定に計上されており、また減価償却費も計上されていた。資産は納品され当方で検収引渡しを受けた段階で計上し、事業の用に供した時から減価償却を実施すべきである。

新総合健診システムは、従来のオフラインコンピュータが平成10年に更新して以来9年が経過し、システムが古く故障しても部品がない、データの記憶容量に限界がきているなど業務の運営に支障をきたすおそれがあり、また平成20年度からはじまる特定健診・特定保健指導に対応する新たなシステムが必要となり、全面的にシステムの構築を図ったものである。

そこで3社から企画書を取寄せ、外部からコンサルの専門家の支援も受け、業者の選定を行った。3社のうち1社は企画書は良かったが、納期限が間に合わないということで辞退し、実質2社の企画書・見積書の比較を行った。1社は新規開発、もう1社はパッケージ仕様となっていた。当初よりパッケージ仕様は変更に対して拘束されるため時代の改革に耐えられないとの認識があった。

| 評価項目              | A社                | B社                |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総論4項目             | 35点               | 23点               |
| 各システムについて9項目      | 74点               | 53点               |
| その他10項目           | 61点               | 48点               |
| 合計                | 170点              | 124点              |
| 見積価額(密技)<br>の割増点数 | 74,000,000円<br>5点 | 69,464,000円<br>6点 |
| 総計                | 175点              | 130点              |

最終的に2社の対決となったが、うち1社はパッケージ仕様で時代の変化に対応するのが将来的に困難であることを考慮すれば、新規開発する会社を複数参加させ、実質的に競争させることが必要と考える。また、見積価額に453万円差があるが、点数差では1点であり、全体点数に占める配分点が多量にも

低すぎる。従って見積もり価額の評価点数について今後同種の契約をする場合は検討すべきと思われる。

新総合健診システムは3つの契約書で構成されており、

- ① 仕様書策定業務 5,460,000円
- ② 健診システムのハードウェア・ソフトウェアの健診事前準備までの稼働は平成20年3月までとし、契約金額は、44,415,000円  
(契約日 平成19年12月26日)
- ③ 健診システムソフトウェア開発費25,610,000円(契約日平成19年12月26日)
- ④ 健診システム追加ソフトウェア 4,515,000円(契約日 平成19年12月26日)

健診システムの契約毎の代金の支払状況

| 項目                   | 金額         | 19/12月    | 20/1月      | 2月 | 3月         | 4月 | 5月         | 6月 | 7月        | 8月 |
|----------------------|------------|-----------|------------|----|------------|----|------------|----|-----------|----|
| ①仕様書策定               | 5,460,000  | 5,460,000 |            |    |            |    |            |    |           |    |
| ②健診システム(ハード・先行ソフト)   | 44,415,000 |           | 30,400,000 |    | 14,015,000 |    |            |    |           |    |
| ③健診システム(ソフトウェア開発費)   | 25,610,000 |           | 7,683,000  |    | 7,683,000  |    | 10,244,000 |    |           |    |
| ④健診システム(追加ソフトウェア開発費) | 4,515,000  |           |            |    | 1,354,500  |    | 1,354,500  |    | 1,806,000 |    |
| 合計                   | 80,000,000 | 5,460,000 | 38,083,000 |    | 23,052,500 |    | 11,598,500 |    | 1,806,000 |    |

法人の資産計上状況

| 科目    | 摘要        | 取得年月     | 耐用年数 | 取得価額               | 当期償却額              | 平成20年3月31日の期末残高 |
|-------|-----------|----------|------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 付器備品  | 新システムハード① | H20.1.25 | 5年   | 5,410,000          | 676,250            | 4,733,750       |
| "     | 新システムハード② | H20.3    | 5年   | 14,015,000         | 583,958            | 13,431,042      |
|       |           |          |      | ②20/1支払 38,083,000 | ②20/3支払 23,052,500 |                 |
| 業務ソフト | 健診システム人件費 | H19.12.5 | 10年  | 5,460,000          | 182,000            | 5,278,000       |
| "     | 健診システム①   | H20.1.25 | 10年  | 32,673,000         | 816,825            | 31,856,175      |
| "     | 健診システム②   | H20.3    | 10年  | 9,037,500          | 75,312             | 8,962,188       |
|       |           |          |      | 19/12支払            |                    |                 |

★★会計処理上の問題点

- (1) 業務ソフトの耐用年数を10年としているが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で無形減価償却資産として5年の耐用年数である。
- (2) 資産の計上額を、検収基準ではなく支払基準で計上するのは誤りである。
- (3) 前ページ②の中に含まれる7,683,000円及び③の中に含まれる7,683,000円+1,354,500円=9,037,500円はまだソフトを作成中のものであり、完成引渡しを受けたものでないため付器備品、業務ソフトに計上すべきものではない。
- (4) (3) のことから、減価償却費も計上すべきではない。  
計上すべき科目は建設仮勘定であり、減価償却は行わない。

(財)山梨県健康管理事業団

5 - (5)

(財)山梨県健康管理事業団が、平成4年7月に8,000万円の借入を行い、所有の土地・建物に抵当権が設定された。当該借入金は、平成5年7月に完済された。それ以降、現在に至るまで資金調達の必要性がないにもかかわらず、抵当権が設定されたままとなっている。早急に抵当権の解除を行う必要がある。

平成4年7月16日に事業団所有である荒川二丁目10-26の土地・建物を抵当にし、運用資金を借入れることとした。

抵当権設定は平成4年7月16日に極度額9,600万円として行われた。

借入に先立ち、一時借入金に関する規程を次のように整備した。

第5条 (抵当権の設定)

不動産を担保に供する場合は、借入れ限度額の範囲内で根抵当権の設定を行うものとする。

第6条(抵当権の解除)

借入金の償還が完了し、以後借入れの見込みがない場合はただちに抵当権の解除を行うものとする。

事業団の一時借入金に関する規程の第6条で抵当権の解除が示され、借入金の償還が完了し、以降借入れの見込みがない場合はただちに抵当権の解除を行うものとされている。

決算資料では、わかっているだけで平成9年以降現在まで黒字決算を続け、平成20年3月31日の正味財産は763百万円となっており、資金調達の必要性は现阶段では無いと考える。従って、早急に土地・建物の抵当権を解除すべきと考える。

(財)山梨県環境整備事業団

6 - (1)

消費税の計算誤りにより平成19年度分(平成20年5月納付分)が3,749,100円納付不足となっていた。

(財)山梨県環境整備事業団はまだ課税売上はないが、国・山梨県等からの補助金収入(特定収入)があり、このため課税売上がなくとも特定収入に係る課税仕入れ等の税額を計算することになる。この場合、通常は次の5つの計算表を作成することにより計算される。

- 計算表1 資産の譲渡等の対面の額の計算表
- 計算表2 特定収入の金額及びその内訳書
- 計算表3 特定収入割合の計算表
- 計算表4 調整割合の計算表
- 計算表5 調整後税額の計算表

上記計算表1から計算表5までの計算を行い、控除対象仕入税額が算定され、消費税の申告書に連動していく。

しかし、当財団の場合調整割合が著しく変動した(その課税期間における調整割合と通算調整割合との差が20%以上)場合の特定収入に係る課税仕入等の税額の調整が計算表6、7を作成して計算される。

- 計算表6 通算調整割合の計算表
- 計算表7 通算調整割合による調整後税額の計算表

当財団は、計算表7の過去の3期の課税期間の調整計算をする段階で誤ったもので、最終的な控除対象仕入税額が当財団の計算では▲9,851,888円であったが、正しく計算すると▲12,851,163円となる。ここで計算された金額がマイナスの場合には

マイナスの場合 申告書付表2の㊦欄及び申告書(一般用)の㊦欄(控除過大調整額)の金額に加算する。

この結果、当初の控除過大調整税額 9,851,800 + 9,851,800 × 0.25 = 12,314,700円を納付したのであるが、正しくは、控除過大調整税額 12,851,100 + 12,851,100 × 0.25 = 16,063,800円が必要納付額となる。

16,063,800 - 12,314,700 = 3,749,100円が納付不足額

この納付不足額については、消費税の修正申告書を平成20年8月26日に提出し、同日納付も行った。

(財)山梨県環境整備事業団

6- (2)

明野廃棄物最終処分場建設事業(1) 浸出水処理施設建設工事(契約額 970 百万円)において、本来であれば平成 19 年度までの実際の出来形 33%に基づき支払額(422 百万円一部前払金含む)を資産計上しなければならぬところ、当該年度までの出来形予定額 60% (581 百万円)を計上していた。

また、明野廃棄物最終処分場建設事業(2) 本体建設工事(契約額 1,776 百万円)において、本来であれば出来形に基づいて支払った平成 19 年度の中間前払金まで(766 百万円一部前払金を含む)を資産計上しなければならぬところ、当該年度までの出来形予定額 61% (1,082 百万円)を計上していた。

資産への計上額は出来形予定額ではなく、出来形を基に一部前払金も含めたものとすべきである。このため、上記 2 つの事業で資産及び負債がともに 475 百万円過大に計上されていた。

(1) 浸出水処理施設工事(契約額 970 百万円)について

(税込:円)

| 年度       | 出来形予定額      | 支払限度額       | 既支払済額       |             |            |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|          |             |             | 前払金         | 部分払         | 部分払        |
| 平成 18 年度 | 21,000,000  | 18,900,000  | 8,400,000   | —           | 10,500,000 |
| 平成 19 年度 | 624,750,000 | 562,275,000 | 249,900,000 | 153,740,000 | —          |
| 平成 20 年度 | 324,450,000 | 389,025,000 | —           | —           | —          |
| 計        | 970,200,000 | 970,200,000 | —           | —           | —          |

法人の資産計上額

21 百万円  
+624 百万円  
×90%  
=581 百万円

| 年度       | 出来形予定額<br>(支払限度額)    | 実際の出来形<br>※支払限度額×% |                     |
|----------|----------------------|--------------------|---------------------|
|          |                      | 8 百万円<br>+11 百万円   | 250 百万円<br>+153 百万円 |
| 平成 18 年度 | 21 百万円<br>(19 百万円)   | —                  | —                   |
| 平成 19 年度 | 624 百万円<br>(562 百万円) | 8 百万円<br>+11 百万円   | 250 百万円<br>+153 百万円 |
| 平成 20 年度 | 324 百万円<br>(389 百万円) | —                  | —                   |

平成 19 年度までの実際の出来形 33.86%

実際の出来形を基に契約書の所定の条項を遵守すると 40%の前払額が認められるため、19 年度までの資産として計上すべき額は下記のとおり 422 百万円であるが、決算書に計上された額は 581 百万円であり 159 百万円過大計上となっている。

決算書計上額  
18,900,000 円+562,275,000 円=581,175,000 円  
資産として計上すべき額  
8,400,000 円+10,500,000 円+249,900,000 円+153,740,000 円=422,540,000 円  
資産過大計上額  
581,175,000 円-422,540,000 円=158,635,000 円

平成 19 年度出来形予定額(部分払い)

| 事業              | 明野廃棄物最終処分場(仮称)建設事業 | 工事名             | 明野廃棄物最終処分場(仮称)建設工事  |
|-----------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 請負金額(A)         | 970,200,000 円      | 前払金額(B)         | 249,900,000 円       |
| 出来形(3月31日)金額(D) | (D) × 9/10 の額      | 前払金控除額          | (B) × (L) = (F) (注) |
| % (C)           | 金額(D)              | (E)             | (B) × (L) = (F) (注) |
| 33.86           | 328,509 千円         | 295,650 千円      | 123,010 千円          |
| 差引額             | 支払済部分払額            | 平成 19 年度未支払予定額  |                     |
| (E) - (F) = (G) | (H)                | (G) - (H) = (I) |                     |
| 172,640 千円      | 18,900,000 円       | 153,740,000 円   |                     |

(注)

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 当該年度出来形予定額 (J)    | 624,750,000 円     |
| 前年度出来形金額 (K)      | 21,000,000 円      |
| 当該年度前払金受領額 (B)    | 249,900,000 円     |
| 出来形予定額に対する率 (L) % | 49.22 %           |
|                   | (D) - (K) / (J) % |

(2) 明野廃棄物最終処分場本体建設工事(契約額 1,776 百万円)について (税込:円)

| 年度       | 出来形予定額        | 支払限度額         | 既支払済額       |             |            |
|----------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|
|          |               |               | 前払金         | 部分払         | 部分払        |
| 平成 18 年度 | 148,050,000   | 133,245,000   | 59,220,000  | —           | 74,025,000 |
| 平成 19 年度 | 1,055,250,000 | 949,725,000   | 422,100,000 | 211,050,000 | —          |
| 平成 20 年度 | 573,564,600   | 693,894,600   | —           | —           | —          |
| 計        | 1,776,864,600 | 1,776,864,600 | —           | —           | —          |

(財)山梨県環境整備事業団

6- (3)

(1) 平成19年度の決算報告書の「財務諸表に対する注記」で満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益を記載することになっているが、債券の時価ではなくて額面で記載してあった。今後、時価を確認して評価損益を書く必要がある。

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

— 下線部は誤りで債券、帳簿価額が正しい。

(単位：円)

| 科目  | 帳簿価額       | 時 価        | 評価損益   |
|-----|------------|------------|--------|
| 国 債 | 29,928,000 | 30,000,000 | 72,000 |
| 合 計 | 29,928,000 | 30,000,000 | 72,000 |

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

(単位：円)

| 科目  | 帳簿価額       | 時 価        | 評価損益   |
|-----|------------|------------|--------|
| 国 債 | 29,928,000 | 30,018,210 | 90,210 |
| 合 計 | 29,928,000 | 30,018,210 | 90,210 |

(2) 平成17年10月4日以降実質的に利用していない普通預金口座が2つあるので、使用見込みがないのであれば解約することが望ましい。下記のとおり現在では解約済となっている。

口座

| 銀 行    | 支 店  | 名 義           | 口座番号    | 解約年月日    |
|--------|------|---------------|---------|----------|
| 山梨中央銀行 | 県庁支店 | (財)山梨県環境整備事業団 | 634×××× | 20年8月26日 |
| 山梨中央銀行 | 県庁支店 | (財)山梨県環境整備事業団 | 2679××× | 20年8月19日 |

(3) 領収書の管理状況を確認したところ、領収書は市販のものを使用し連番管理が行われておらず複写式となっていない。さらに、未使用の領収書のものに既に(財)山梨県環境整備事業団の印鑑も8枚押印されていた。領収書は連番管理を行い市販の領収書は避けるべきであり、また、領収書の押印は必要な都度責任者の承認のうえ押印すべきである。

| 年 度    | 出来高予定額<br>(支払限度額)    | 実際の出来形<br>※支払限度額へ乖<br>差 |
|--------|----------------------|-------------------------|
| 平成18年度 | 148百万円<br>(133百万円)   | 59百万円<br>+74百万円         |
| 平成19年度 | 1,055百万円<br>(949百万円) | 422百万円<br>+211百万円       |
| 平成20年度 | 573百万円<br>(694百万円)   | 646百万円<br>(916百万円)      |

平成19年度までの実際の出来高約41.2%

法人の資産計上額  

$$\left[ \begin{array}{l} 148 \text{ 百万円} \\ + 1,055 \text{ 百万円} \end{array} \right] \times 90\% = 1,082 \text{ 百万円}$$

実際の出来形を基に契約書の所定の条項を遵守すると40%の前払額が認められるため、19年度までの資産として計上すべき額は下記のとおり766百万円であるが、決算書に計上された額は1,082百万円であり316百万円過大計上となっている。

決算書計上額

133,245,000円+949,725,000円=1,082,970,000円

資産として計上すべき額

59,220,000円+74,025,000円+422,100,000円+211,050,000円=766,395,000円

資産過大計上額

1,082,970,000円-766,395,000円=316,575,000円

上記は建設工事の件だが、同様なことが委託料でも行われており、作業量の如何に関わらず、契約した期の費用として全額が計上されている。費用は提供を受けたサービスに応じて計上するのが原則であり、出来形に応じて委託料を計上すべきである。

現在は出来形契約でない限りは、契約期間が決算日をまたぐ場合でも全額を契約を締結した期の費用として処理している。

たとえば、埋蔵文化財発掘調査支援業務委託については、平成19年度の委託費として1,967,700円が計上されているが、作業内容を見ると平成19年3月の作業日が21日あり、平成19年度となる平成19年4月は24.5日であることから、908,169円{1,967,700×21/(21+24.5)}について本来は前年度の委託費とすべきものである。また、維持管理メニュー/作成業務委託は平成19年度に委託費2,362,500円が計上されているが、実際にはほとんど作業が行われておらず、本来は平成20年度の委託費とすべきものである。費用は提供を受けたサービスに応じて計上するのが原則であり、出来形に応じて委託料を計上すべきである。

(財)山梨県環境整備事業団

6- (4)

法人の諸規程は概ね整備されているが、実際に規程どおり運用されていないものがある。また、実態にそぐわないものもあり、法人として諸規程の見直しを図ると共に規程に準拠した対応が必要である。

諸規程の整備・運用状況の現状と今後の改善対策

| 諸規程      | 現 状   | 改善対策  |
|----------|---|---|
| 1 組織規程   | 第3条(職員の駐在) 北巨摩郡明野村地内に職員を駐在させることができる。<br>第34条(事業団職員証) 職員証を別図のとおり定める。   | (住所の問題) 北巨摩郡明野町地内に職員を駐在させることができる。<br>別図があるが、実際には作成されていない。<br>(平成20年8月26日に作成を確認) |
| 2 就業規程   | 第36条 取得価額が3万円以上の備品 物品で・・・・・・<br>消耗品 備品以外のもの   | 8万円以下のものも備品台帳管理を行っており、規程と異なる対応がなされている。  |
| 3 会計規程   | 第43条 次の計算書類を作成し、理事長に提出しなければならない。<br>(1) 事業報告書<br>(2) 収支計算書<br>(3) 正味財産増減計算書<br>(4) 貸借対照表<br>(5) 財産目録<br>(6) その他付属資料 | 新公益法人会計基準に準拠した対応が必要である。   |
| 4 寄付行為   | 第12条 財産の総額に変更があったときは2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。とあるが、資産の総額 金 3,000 万円となっていた。  | 資産の総額は、実際 519,638,000 円であるが、平成20年12月1日以降帳簿抹消されたこととなった。                          |
| 5 文書取扱規程 | 第16条(文書の保存) 事業の処理が完了した文書は、年度ごとに纏まじり、文書保存台帳(第8号様式)に記載のうえ保存しなければならない。   | 規程に準拠することが必要である。  |

(財)山梨県林業公社

7- (1)

背水の陣の林業公社。国内木材価格の下落、搬出コストの増大により当初想定した事業スキームが事実上破綻しており、林業公社の最終収支試算によると200億円を超す赤字である。長期債務が増大する一方の公社は、存続が解散かの林業公社のあり方が問われている。解散しても多額の長期債務は山梨県が負担せざるを得ないため返済負担は変わらない。今後の見直しの方向性として次のことを検討すべきと考える。

- (1) 分収林事業がきわめて厳しい状況になってきたことから平成9年度までは、伐採後の収益は、公社6割、土地所有者4割となっていたものを、平成10年度以降の新規契約からは分収割合を3回変更し、平成14年度以降は公社8割としている。しかし、平成14年度以降は新規造林を中止しておりその適用件数は伸びない状況であり、公社育林の実態を土地所有者に説明し、交渉により収益の分配率を最大限公社9割、土地所有者1割とするような見直しを背水の陣の林業公社は可能な限り行う必要があると考える。
- (2) 国は、平成18年度から、伐採期間の延長・針広混交林化等への取り組みに、補助事業の拡充・金融対策や地方財政措置として交付税措置等の施策を開始した。林業公社もこれらの施策を取り入れながら事業の見直しを行ってきたが、さらに有効活用し、積極的な改善を進めていくべきである。また、現在見直し中の、県の「出資法人改革推進プラン」とも連携させながら、さらに国等で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討委員会」での本格的対策(H22年度以降)を取り入れて改善に努める必要がある。
- (3) 長期収支試算における一般管理費については、給料・退職金等の人件費の見直し及び諸経費の削減目標を最大限20%と設定し林業公社の存続を図るための改革の実行が必要である。
- (4) 一方、平成30年代以降は本格的に伐採時期を迎えるが、木材価格が低迷する中、再造林のための費用が捻出できず裸地化する懸念があるが、これは土砂災害の危険性を高めることになる。さらに、森林に対しては、地球温暖化防止、水資源のかん養、保健休養などの公益的な機能の発揮への期待が大きくなっていく。森林が公益的機能を発揮するためには、適切な管理を行っていくことが必要であり、そのための費用をまかなえる林業手法を取り入れていくことも検討すべきである。

(財) 山梨県林業公社の概要

(1) 設立年月日 昭和40年

(2) 森林(分収林)の資産総額 259億円

(3) 長期借入金総額 222億円(平成20年3月31日現在)

内訳

- ①山梨県 132億円
- ②農林漁業金融公庫 67億円
- ③甲府信用金庫 23億円

山梨県が損失補償を行っている

(注) ②は平成20年10月1日より日本政策金融公庫と名称が変更された。

(4) 森林(分収林)の経営面積 7,856ha

(5) 長期収支の試算結果 207億円の赤字

最終収支が207億円赤字の内容

(注 平成18年度末での今後の資料のため前年「-」の数値とは必ずしも一致しない。)

公庫借入金 ①-②=71億円、71億円+③=④  
 県借入金 ⑤-⑥=127億円、127億円+⑦=⑧  
 市中銀行借入金 ⑨-⑩=23億円、23億円=⑪

| 年度                | 収入   |           |      |        |      |          |      | 支出  |          |      |           |     |          |        | 合計<br>左記収入<br>支出を加えて |              |    |
|-------------------|------|-----------|------|--------|------|----------|------|-----|----------|------|-----------|-----|----------|--------|----------------------|--------------|----|
|                   | 補助金  | 公庫借入金     | 県借入金 |        |      | 市中銀行借入金  | 伐採収入 | 事業費 | 一般管理費    | 公庫返済 |           | 県返済 |          | 市中銀行返済 |                      | 分収交付金        |    |
|                   |      |           | 事業分  | 市中銀行返済 | 公庫返済 |          |      |     |          | 元金   | 利息        | 元金  | 利息       | 元金     |                      |              | 利息 |
| 平成18<br>までの<br>実績 | 712億 | 123億<br>① | 86億  | 1億     | 93億  | 24億<br>⑨ | 913億 | 39億 | 52億<br>② | 71億  | 9億<br>⑥   | 1億  | 1億<br>⑩  | —      | 1億                   | ④<br>▲4億     |    |
| 平成19<br>}         | 7億   | 3億<br>③   | 46億  | 28億    | 99億  | 215億     | 10億  | 46億 | 74億<br>④ | 24億  | 300億<br>⑧ | 43億 | 23億<br>⑪ | 5億     | 86億                  | ⑧<br>▲211億   |    |
| 平成67              |      |           |      |        |      |          |      |     |          |      |           |     |          |        |                      | ④+⑧<br>▲207億 |    |

改善案(2)  
国からの補助金を活用する。

改善案  
事業費削減のため人件費の価格交渉を行う。

改善案(3)  
人件費・諸経費の見直しは最大限20%を目標とする。

改善案(1)  
を実現するため県は利息・元金の免除を検討する。

改善案(1)  
公社と土地所有者との収益分配割合を見直しは最大限9対1とする。

(注) 収支試算の算出について

※長期収支試算については、平成18年度に検討した方法(過年度分は実績による投資金額、今後の必要経費は一定条件を設定し現時点での金額にそれぞれ発生する利息の計算を行い、材価については県内9市況の前年度の取引価格を基に試算)を踏襲して行っている。超長期に渡る試算であるため、因子によっては不確定要素を含んでおり、木材市況の動向などにより収支試算額は変化する。今後の方向性を検討するうえでは、木材価格・事業費・一般管理費等の再精査をし、より精度を高めていく必要がある。

(A) 林業公社の試算による最終収支の赤字 207 億円は、特に改革を行わない限り全額山梨県の負担となる。

(B) この最終収支の赤字の負担は、現状林業公社＝山梨県が負担するのである。林業公社の大部分の事業である分収造林事業は、造林する林業公社と土地所有者双方の共同事業であり、伐採後の収益の分配は林業公社 6 割、土地所有者 4 割となっている。

従って、最終赤字 207 億円を林業公社と土地所有者で収益の分配割合で負担すべきと考えると負担金額としては次のとおりである。

林業公社 207 億円×0.6＝124 億円  
土地所有者 207 億円×0.4＝ 83 億円

上記のように考察すると、土地所有者への収益の分配金(分収交付金)は現状 86 億円であるので、86 億円－83 億円＝3 億円の分配しかないことになる。林業公社が設立された昭和 40 年頃想定した事業スキームでは、分収造林を行い収益の分配は林業公社と土地所有者で 6：4 で行うことで事業が成り立つ予定であった。しかし、事業スキームの想定期間が約 50 年以上と長期に渡るため、多くの経済環境の変化が当然発生する。企業経営でも約半世紀に渡る計画は、ほとんど皆無であり、ほとんど事業経営が破綻している。最近の山梨県内では、農地所有者も一部の農地を除いて無料でも管理してくれる人がいれば、土地所有者はお願いするような状況である。平地の農地でさえそのような状況であるため、山梨県の農地耕作放棄地比率は全国ワースト 2 位で 14%を超えている。

山梨県の山林所有者も約 8,000ha を林業公社から伐採後、返還を受けても現在の山梨県の農地と同様管理できる状況でないことは、容易に想像できる。これは、農業後継者が激減しているのと同じで、林業後継者も激減している実態からも明らかである。

(C) 最終収支 207 億円の中には、山梨県が林業公社に貸付けていた昭和 40 年度から平成 9 年度までの貸付金の利息 43 億円を今後支払ったという前提での赤字である。(平成 10 年度から現在までの貸付金利息は無利息となっている。) 従って土地所有者に赤字負担を今後の交渉で軽減してもらうとすれば、山梨県の貸付金利息 43 億円も補助金等により支援または放棄してもらうことも考えなければならぬ。

土地所有者も赤字負担を考慮すれば全体で 8 億の分配であるが、伐採収益の 4 割の分配を 1 割の分配に見直しを行い、最終的に 22 億円(86 億円－4＝22 億円)の分配とする方向で考察し、今後後世に渡って、安定して継続

的に山梨県の山林を保護し、環境保全を行っていくには、山梨県、山林の土地所有者、県民に十分理解してもらう必要がある。

★★結論

現状での最終収支 207 億円の負担は下記のとおりとなる。

$$\begin{matrix} \text{最終収支} \\ 207 \text{ 億円の赤字} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{(財) 林業公社} \\ \parallel \\ \text{山梨県が負担する} \end{matrix}$$

最終収支 207 億円の赤字の解消の方向性

$$\begin{matrix} \text{最終収支} \\ 207 \text{ 億円の赤字} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{山梨県の貸付} \\ \text{金利息 43 億} \\ \text{円について補} \\ \text{助金等による} \\ \text{支援または放} \\ \text{棄} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{土地所有者の} \\ \text{分配を 1 割に} \\ \text{することによ} \\ \text{る穴埋 64 億円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{林業公社の今} \\ \text{後 50 年間の経} \\ \text{費削減約 10 億} \\ \text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{山梨県の貸付} \\ \text{金 90 億円につ} \\ \text{いて補助金等} \\ \text{による支援ま} \\ \text{たは放棄} \end{matrix}$$

★★方向性の一案

- (1) 所有者の理解を得られる箇所については、分収割合の見直しを検討する。
- (2) 伐採期間の延長・針広混交林化等への取り組みを検討する。  
「林業公社の経営対策等に関する検討委員会」での本格的対策 (H22 年度以降) 取り入れて改善に努める。
- (3) 長期収支試算の一般管理費について、事業費に見合った人件費等の見直しを図る。

参考資料 土地所有者別契約状況

H20.3.31現在

分収造林地

(単位:ha)

| 土地所有者 |       | 件数    | 経営面積     | 比率    | 備考 |
|-------|-------|-------|----------|-------|----|
| 公有    | 市町村有林 | 84    | 415.81   | 5.3   |    |
|       | 財産区有林 | 74    | 430.61   | 5.5   |    |
|       | 組合有林  | 17    | 96.59    | 1.2   |    |
| 法人    | 社寺有林  | 72    | 255.05   | 3.3   |    |
|       | 会社有林  | 9     | 31.92    | 0.4   |    |
| 共有    | 共有林   | 77    | 668.54   | 8.6   |    |
|       | 個人有林  | 1,831 | 5,900.58 | 75.7  |    |
| 個人    | 個人有林  | 1,831 | 5,900.58 | 75.7  |    |
| 合計    |       | 2,164 | 7,799.10 | 100.0 |    |



参考資料

林業公社に対する平成 21 年度の支援措置

林業公社の森林整備を支援し、また、経営の安定化を図る観点から、これまで、補助事業、金融措置、地方財政措置による支援を実施してきたところである。

平成 21 年度は、補助事業において、公的主体が実施する森林整備につき、喫緊の課題である間伐を促進するため、条件不利森林を対象とした定額助成方式の事業を創設する。

また、20 年度補正予算により、定額助成方式による間伐の実施及び作業道の整備を措置する。

さらに、地方財政措置として、都道府県が行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を拡充する。

1 補助事業

- ① 公的主体が分収方式で森林整備を行う事業として、間伐等の実施、抜き伐りと天然更新による広葉樹林化等を促進 (継続)
- ② 創意工夫により負担を軽減できる定額助成方式の事業として、条件不利森林を対象に間伐等森林整備を推進 (21 年度新規)
- ③ 20 年度補正予算を活用した定額助成方式による間伐と作業道の整備を推進 (20 年度第 1 次及び第 2 次補正)
- ④ 非皆伐施策へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行うソフト事業を実施 (継続)

2 金融措置

- ① 利用間伐に必要な資金と日本政策金融公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付け (利用間伐推進資金) (継続)
- ② 有利子の公庫資金と無利子の森林整備活性化資金の併せ貸しによる金利負担の軽減 (併せ貸しする無利子資金の貸付割合を一定の要件を満たす場合に引上げ (27→12→3/5) (継続))

3 地方財政措置

- 森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を以下のとおり拡充。
- ① 措置率の引き上げ  
 現行：措置率 20%、上限 2 億円→平成 21 年度：措置率 50%、上限 5 億円
  - ② 都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。

(財)山梨県林業公社

7 - (2)

平成元年度から平成 9 年度までの利益約 2 億円を決算に反映せず、多額の損失が発生した平成 19 年度に当該利益を相殺することは不適切な会計処理と言わざるを得ない。今後適切な会計処理を行う必要がある。

平成元年度から平成 9 年度までにゴルフ場建設、ニュータウン建設のため等により森林資産を売却し、分収造林契約を解除して売却益が 193,944,698 円発生したが、売却益を計上せず森林資産勘定を減額していた。年度毎に正しい会計処理が必要である。

また、平成元年度から平成 10 年度までに火災等により分収造林契約を解約し、解約損等が 57,661,981 円発生していたが、解約損を計上せずに森林資産勘定を増額していた。年度毎の正しい会計処理が必要である。

この件については、平成 19 年度に今後撤出コストの方が収益を超えるようなものについて土地所有者に森林資産を無償譲渡することによる分収造林除却損 220,415,458 円 (39 件) と相殺し 84,132,741 円を最終的に分収造林除却損として決算上計上している。

(1) 平成元年度から平成 9 年度まで森林資産を売却した時の林業公社の処理は、売却当時の森林資産の帳簿価額をまとめて 2 億円と仮定して、実際の会計処理とあるべき会計処理を示せば次のとおりである。

|          |                  |   |
|----------|------------------|---|
| 実際の会計処理  | 現金預金 393,944,698 | 森林資産 393,944,698                        |
| あるべき会計処理 | 現金預金 393,944,698 | 森林資産 200,000,000<br>分収造林売却益 193,944,698 |

(2) 平成元年度から平成 10 年度までに森林資産を解約等したときの林業公社の実際の会計処理とあるべき会計処理を示せば、次のとおりである。

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 実際の会計処理  | 何も処理せず                               |
| あるべき会計処理 | 分収造林除却損 57,661,981 / 森林資産 57,661,981 |

(3) 平成 19 年度に今後収益より費用がかかりすぎるという理由で、森林資産を無償譲渡したことによる実際の損失は 220,415,458 円であったが、林業公社の実際の会計処理を示せば、次のとおりである。

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 実際の会計処理 | 分収造林除却損 84,132,741 / 森林資産 84,132,741 |
|---------|--------------------------------------|

平成元年度から平成10年度までに契約解除したが、売却益・売却損を計上しなかった明細

(単位:円)

| 台帳番号 | 市町村  | 大字   | 字    | 契約・解除理由        | 森林経営勘定       | 契約解除<br>年月日 |
|------|------|------|------|----------------|--------------|-------------|
| 40   | 大月市  | 殿上   | 殿上   | 東大月ニュータウン建設のため | -21,859,345  | 5.3.17      |
| 55   | 春日居町 | 下野下  | 橋沢   | 春日居ニュータウン建設のため | -42,168,177  | 1.6.13      |
| 76   | 下野町  | 三沢   | 大木庄  | 契約不履行につき解除     | 0            | 1.9.29      |
| 81   | 大月市  | 殿上   | 打越   | 東大月ニュータウン建設のため | -22,299,887  | 5.3.17      |
| 122  | 大月市  | 殿上   | 日向道南 | 東大月ニュータウン建設のため | -24,470,024  | 5.3.17      |
| 124  | 大月市  | 朝日小沢 | 桐木差  | 所有者自己都合による解除   | 0            | 4.9.29      |
| 149  | 大月市  | 下切所  | 扇山   | 早州保石寺霊塔地大のため   | -28,261,577  | 1.4.7       |
| 253  | 秋山村  |      | 前園   | 秋山ニュータウン建設のため  | 0            | 5.9.29      |
| 273  | 春日居町 | 国府   | 小栗子沢 | 春日居ニュータウン建設のため | 2,997,371    | 1.6.13      |
| 297  | 春日居町 | 国府   | 小栗子沢 | 春日居ニュータウン建設のため | 2,531,461    | 1.6.13      |
| 297  | 秋山村  |      | 前園   | 秋山ニュータウン建設のため  | 0            | 5.9.29      |
| 311  | 春日居町 | 国府   | 小栗子沢 | 春日居ニュータウン建設のため | 947,831      | 1.9.29      |
| 466  | 春日居町 | 朝日馬場 | 桂ノ松  | 朝日ニュータウン建設のため  | -3,292,886   | 1.4.18      |
| 535  | 春日居町 | 朝日馬場 | 桂ノ松  | 朝日ニュータウン建設のため  | -1,670,432   | 1.4.18      |
| 575  | 牧丘町  | 西原中  | 滝越   | 牧丘ニュータウン建設のため  | -5,501,281   | 10.2.3      |
| 606  | 長坂町  | 中丸   | 徳久保  | 新宮区長健康村建設のため   | -4,854,969   | 4.1.28      |
| 694  | 長坂町  | 中丸   | 新代   | 新宮区長健康村建設のため   | -11,999,044  | 4.1.28      |
| 750  | 牧丘町  | 西原中  | 滝越   | 牧丘ニュータウン建設のため  | -24,685,154  | 10.2.3      |
| 1070 | 三倉村  | 下笠口  | 加久保  | 三倉村ニュータウン建設のため | -900,273     | 5.7.29      |
| 1339 | 勝沼町  | 深沢   | 加久保  | 勝沼山火事解除のため     | 3,202,211    | 5.11.1      |
| 1470 | 勝沼町  | 深沢   | 加久保  | 勝沼山火事解除のため     | 1,466,511    | 5.11.1      |
| 1471 | 勝沼町  | 深沢   | 加久保  | 勝沼山火事解除のため     | 312,373      | 5.11.1      |
| 1609 | 勝沼町  | 深沢   | 石沢   | 勝沼山火事解除のため     | 807,958      | 5.11.1      |
| 1610 | 勝沼町  | 深沢   | 石沢   | 勝沼山火事解除のため     | 1,296,361    | 5.11.1      |
| 1657 | 笹崎町  | 水上   | 比田   | 不仕行為に伴う損害賠償    | -1,021,669   | -           |
| 1931 | 勝沼町  | 深沢   | 加久保  | 勝沼山火事解除のため     | 1,768,261    | 5.11.1      |
| 433  | 三倉村  | 上笠口  | 長畑   | 分収森林移転         | 5,607,343    | 7.3.31      |
| 376  | 芦川村  | 中野川  | 入沢   | 分収森林移転         | 5,357,895    | 8.3.8       |
| 511  | 南都町  | 下佐野  | 桑の向  | 分収森林移転         | 10,310,358   | 9.2.20      |
| 647  | 道志村  |      | 小椎   | 分収森林移転         | 9,134,428    | 10.3.11     |
| 726  | 河口湖町 | 大石   | 久保井山 | 分収森林移転         | 11,991,618   | 11.1.29     |
| 計    |      |      |      |                | -136,282,717 |             |

上記136,282,717円の内訳は、売却益部分 193,944,698円 (マイナス差額部分)

売却損部分 57,661,981円

合計 ▲136,282,717円

この仕訳の中身は

① 平成19年度の森林資産の無償譲渡による損失分の計上  
分収森林売却損 220,415,458 / 森林資産 220,415,458

② 平成元年度から平成9年度までの未処理の売却益を平成19年度にまとめて会計処理したものの。  
森林資産 193,944,698 / 分収森林売却益 193,944,698

③ 平成元年度から平成10年度までの未処理の売却損を平成19年度にまとめて会計処理したものの。  
分収森林売却損 57,661,981 / 森林資産 57,661,981

結局、過年度(10年~20年前)の売却益等を決算報告書に反映することなく、会計処理を行ってきたことは厳に慎まなければならぬ。